

中間排出事業者を通じたグリーン市場創造検討WG傘下 データ流通の在り方検討 SWG

データ流通の在り方に関する提言

2026年3月

目次

1. 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状
2. GHG排出量可視化に向けたデータ流通の在り方
 1. 取組の概要
 2. 取組実施により目指す姿
3. 流通させるべきデータ項目
 1. GHG排出量流通に必要なデータ項目
 2. 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目
 3. 留意事項・残論点
4. データ流通業務の実施方法
 1. データ流通業務パターンの確認
 2. データ流通業務の課題
 3. データ流通業務の運用・推進方針案
 4. 仕組み・システム概要
 5. 留意事項・残論点
5. 参画企業母体の形成・拡大のために
 1. 参画母体の形成・増加にむけて
 2. データ連携が参画インセンティブに繋がる業界
6. データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割
 1. 個社で取り組むべき事項
 2. 各業界で取り組むべき事項
 3. サプライチェーン内外と連携して取り組むべき事項
7. 参考) 業界関係者等の声 (ヒアリング結果抜粋)

1. 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状 概要

各社のCFP算定目的は様々である。また作業負担の煩雑さや協働の難しさ等から、データ精度担保に繋がる一次データ収集に課題が残っており、保証の在り方等の検討が必要な状況。

1 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状(*1)

- 参画企業のCFP算定目的
 - 顧客・法規制対応
 - 脱炭素目標管理・開示情報への反映
 - サプライヤーとの協働
 - 企業価値の向上
- CFP収集の課題および代替手段の傾向
 - CFP収集・活用における課題として、サプライヤーが複数システムに二重で入力する手間（作業負担の煩雑さ）や、中小サプライヤーにおける対応の限度（作業負担の大きさ）、同業他社からの協力が得づらい現状（協働の難しさ）等が挙げられた
 - 上記課題から“二次データ”や“組織ベースデータ”の活用に取り組む企業もいるが、各社CFP算定目的を踏まえると、データ精度に懸念が残る
 - 一次データを利用する場合、その算定的前提確認に時間を要している
- CFPデータ品質評価・保証に関する企業の傾向
 - 自社の開示情報への反映のために、サプライヤーから受領するデータの信頼性を重視している企業が複数存在する
 - 全ての製品の保証を取るのには現実的ではないことや、保証の必要性に関する共通見解がないことを踏まえ、保証の在り方の検討の必要性を感じている企業が存在する

(*1)「軽工業サプライチェーン」とは、非耐久消費財（日用品・食料品など）を中心としたサプライチェーンを想定している

1. 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状

1. 各社のCFP算定の目的

CFP算定の目的として、顧客・法規制対応、脱炭素目標管理、サプライヤーとの協働、企業価値の向上などが挙げられた。

	目的概要	ヒアリング企業 回答割合
①顧客・法規制対応	• 顧客からのデータ提供要請に応じ、事業機会を維持・拡大すること	75%
	• 海外輸出を見据えた法規制・制度への対応を行うこと	50%
②脱炭素目標管理・ 開示情報への反映	• 自社の脱炭素目標管理に活用し、開示情報へ反映すること	88%
	• 脱炭素化の主要排出源を特定したり、製品原材料の炭素含有量を把握し、化石資源から再生可能資源への転換可能性を検討すること	25%
③サプライヤーとの 協働	• サプライヤーにも経年での削減努力を示してもらい、サプライヤーの頑張りを評価につなげること	100%
④企業価値の向上	• 投資家など社外からの企業価値評価を高めること	13%
	• 他社製品のCFPと比較して、自社製品の優位性を示すこと	25%

1. 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状

2. CFP収集の課題および代替手段に関する傾向

多くの企業は一次データ収集に課題を抱え、二次データを活用している。組織ベースデータについては精度等に懸念があり、一般的な代替手段とはなっていない。

CFP収集・活用 における課題

- **作業負担の煩雑さ**: (将来的に) サプライヤーが複数のシステムに二重に入力する手間が、本来の削減活動の妨げになりかねない
- **中小サプライヤーの負担の大きさ**: 特に中小サプライヤーにとってGHG排出量の算定は困難であり、データ提供を依頼しても対応可能な企業は限定的 (多くて3-4割程度)
- **協働の難しさ**: 排出量の多い同業他社からはデータ協力を得られにくい現状が存在しており、声がけしやすい企業からデータを集めている状況

二次データの活用について

多くの企業が一次データ収集に課題を感じた結果、二次データを利用している

【現状および展望】

- 一次データ収集の難しさから、**IDEAやEcoinventなどの二次データベースを積極的に活用している企業が多い**
特に、二次データの妥当性が高く実用性に資する二次データがあれば**今後も活用していきたい**という見解あり

【課題】

- **データの粒度と管理**: 一次・二次データが混在することで管理が複雑になるという課題を抱えており、本来併用したいが、**管理の複雑さを避けるために、現状は二次データに統一している企業も存在**
- 二次データは業界平均値であるため、CFP削減が生産量に依存し、**サプライヤーの個別の削減努力が反映されない**

組織ベースデータの活用について

精度や使い勝手に関して様々な懸念があり、一次データの代替としての活用は一般的ではない

【課題】

- **精度の懸念**: 多様な事業を展開しているサプライヤーの場合、**組織データは精度が粗くなる可能性がある**。
また、製品単体でのCFPを求める際には、**製品単位の二次データの方が望ましい**という見解あり

【参考）組織データについて】

- **概要**: 特定の製品やサービスではなく、**サプライヤーの組織（企業全体や工場全体）の排出量データ**を指す
- **算定方法**: 組織ベースの排出量を、生産高や体積等で按分し、**特定の製品・サービスのCFPを推定する**

1. 軽工業サプライチェーンのGHG排出および削減取組の現状

3. CFPデータ品質評価・保証に関する企業の傾向

多くの企業がデータの信頼性を重視する一方、具体的な対応は企業のデータ取得状況や品質評価におけるコスト認識により分かれている状況である。

論点

ヒアリング結果サマリ

データ品質 評価の優先度

- **データ取得まで取組みを実現している企業:** 入手したデータの「妥当性」や「サプライヤーへの負荷」を考慮し、バランスを取りながら実際に自社が独自の評価を行っている。
- **データ取得が困難な企業:** サプライヤーからデータを入手すること自体が困難なため、品質評価は次のステップと位置付けている（データの「有無」整理を最優先としている）。

第三者保証 への認識と 信頼性確保に 向けた取り組み

多くの企業がCFPデータの信頼性を確保するため、**第三者保証という最終目標に向かいつつも、企業の現状やコスト意識に応じて段階的なアプローチ**を取っている。

- ① **データ品質が保証されないと、開示情報に反映できないと考える企業**
製品単位で第三者保証を取得している例や、特定カテゴリでの保証取得を目標としている例が該当。これらの企業は、サプライヤ側の第三者認証も信頼性の重要な判断材料と見なす。
- ② **第三者保証は多大なコストや保証機関のキャパシティに懸念があるため、現時点では必須ではないと考える企業**
サプライヤ側の第三者レビューや認証を信頼性の代替指標として活用することで、データの品質を判断し、開示の可否を検討。
- ③ **顧客からの要請でデータの信頼性の重要性は認識するものの、具体的な行動には至っておらず、今後の動向次第と考える企業**
開示情報に反映するための品質基準について、今後の業界動向や顧客からの要求を見ながら判断を予定。

2.データ流通SWGの取組概要

概要

本SWGでは、GHG排出量削減に向けて価値ある情報を低負荷で連携する方法を検討した。特にCFPについては、段階的な情報収集・活用のステップアップが望ましい。

2.データ流通SWGの取組概要

1.取組概要	<p>本SWGの目的は軽工業サプライチェーン上でのGHG排出量削減を実現するために、参画企業にとって価値のある情報(GHG排出量、その他流通させるべき情報)を、負担少なく連携する方法について、実現可能性含めて検討することである。主な検討事項は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">• 流通させるべきデータ項目<ul style="list-style-type: none">➢ サプライチェーン上で流通させるべきデータ項目• データ流通業務の実施方法<ul style="list-style-type: none">➢ データ流通業務の概要➢ 仕組み・システム概要• 参画企業母体の形成・拡大<ul style="list-style-type: none">➢ 財務面・非財務面での動機付け
2.取組実施により目指す姿	<p>現状各社によるCFP値の収集は限定的であるため、本取組の整理を参考に、CFP収集・活用のステップアップを目指していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• Step1：サプライヤーからのCFP収集を効率的に行う<ul style="list-style-type: none">➢ 取組意義：サプライヤーのCFP値の時系列把握が可能になる• Step2：サプライヤーから収集するCFPの品質が担保される<ul style="list-style-type: none">➢ 取組意義：サプライヤーの精緻なCFP値を把握し、自社開示情報へ反映することが可能になる• Step3：サプライヤーから収集するCFPに、規制対応や削減余地分析のためのデータが含まれる<ul style="list-style-type: none">➢ 取組意義：関連法規制への対応、削減余地分析などが可能になる

2.1.取組概要

1.データ流通SWGにおける取組概要

データ流通SWGでは、参画企業にとって価値のある情報を負担少なく連携する方法について検討を行う。

目的と検討内容	今年度のゴール
<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 軽工業サプライチェーン(中小・中堅企業含む) 上でのGHG排出量削減を実現するために、参画企業にとって価値のある情報(GHG排出量、その他流通させるべき情報)を、負担少なく連携する方法について、実現可能性含めて検討すること	<p>データ流通方法に関する提言書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 検討内容について、SWGメンバーの意向(要望や懸念)が整理されていること✓ 上記を踏まえて、検討内容に関する初期ドラフトが整理されていること✓ 次年度以降に検討すべき残論点が整理されていること✓ その残論点に対する対応方針が整理されていること✓ 業界全体でのデータ流通の効率化を目指した拡大戦略がロードマップとして描かれていること
<p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none">✓ GHG排出量とともに流通させるべき、参画企業にとって価値のあるデータ✓ 参画企業の負担を考慮したデータ流通業務(業務概要、役割と責任、ルール、仕組み、費用等)✓ 参画企業拡大の仕組み(団体との連携方法等)	

2.1.取組概要

2.データ流通SWGでの主な検討事項

主な検討事項は、サプライチェーン上で流通させるべきデータ項目、データ流通業務の概要、仕組み・システム概要、および財務面・非財務面での動機付けである。

検討テーマ	主な検討事項
流通させるべきデータ項目	<p>A) サプライチェーン上で流通させるべきデータ項目</p> <ol style="list-style-type: none">① GHG排出量流通に必要なデータ項目② 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目 <p>【参照すべき取組・ルール・ガイドライン】</p> <ol style="list-style-type: none">① GHG排出量算定・流通に関する取組・ルール・ガイドライン (Pathfinder Framework、Green × Digitalコンソーシアム等を想定)② 環境価値関連情報の流通に関する取組・ルール・ガイドライン (デジタル製品パスポート(DPP)を想定)
データ流通業務の実施方法	<p>B) データ流通業務の概要</p> <ol style="list-style-type: none">① 業務パターン、業務課題、算定・更新頻度② データ流通業務の運営に必要な体制、役割と責任・ルール 等 <p>C) 仕組み・システム概要</p> <ol style="list-style-type: none">① 必要な機能② 仕組み・仕組みの作り方 (エクセル、分散型、集中型等) 等 <p>【参照すべき取組・ルール・ガイドライン】</p> <ol style="list-style-type: none">① 環境価値関連データ流通の取組 (国内外で実運用されているルール等をリサーチして取り上げる)② その他データ流通の取組 (受発注、製品品質等の情報を流通させる取組を想定)
参画企業母体の形成・拡大	<p>D) 財務面・非財務面での動機付け</p> <ol style="list-style-type: none">① 企業規模や事業特性に応じた費用負担の体系・公平性の担保方法② その他非財務面での動機付け (運営への発言権、情報配信等)③ 業界団体との連携方法 等

2.1.取組概要

3.GXリーグ(GXL)市場ルール形成WG 検討の枠組み

グリーン市場の実現に向けた検討をWGで実施した。また、グリーン製品の指標となりうるGHG排出量のデータとその流通方法の検討をSWGで実施した。

GXリーグ(GXL)市場ルール形成WG	
	GXL事務局 野村総合研究所
WG統括本部	
ユニ・チャーム株式会社、合同会社デロイト トーマツ NTTドコモビジネス株式会社（グループ代表登録：NTT株式会社）	
	WG PMO 合同会社デロイト トーマツ
中間排出事業者を通じたグリーン市場創造検討WG 参加者詳細 P.11	
<ul style="list-style-type: none">・リーダー：ユニ・チャーム株式会社（討議推進サポート：合同会社デロイト トーマツ）・メンバー：GXリーグ参加企業各社・オブザーバー：GXリーグ参加企業以外の企業・団体のうち本トピックスに関する強い関連性を持つ方々 <ul style="list-style-type: none">・各社のGXの取組が企業の持続的な成長につながるグリーン市場の実現に向けた課題と対応策について検討	
データ流通の在り方検討 SWG 参加者詳細 P.12	
<ul style="list-style-type: none">・リーダー：NTTドコモビジネス株式会社（グループ代表登録：NTT株式会社）・メンバー：GXリーグ参加企業各社・オブザーバー：GXリーグ参加企業以外の企業・団体のうち本トピックスに関する強い関連性を持つ方々 <ul style="list-style-type: none">・GHG排出量削減検討に必要な情報や、「グリーン製品」の指標となりうる情報等を、企業間で負担少なく連携する方法について検討	

2.1.取組概要

4.中間排出事業者を通じたグリーン市場創造検討WGの参加者

グリーン市場の実現に向けた検討をWGは、非耐久消費財を取り扱う中間排出事業者を中心に、その川上となるサプライヤー企業らを含めた幅広い業界の企業が参画した。

GXリーグ(GXL)市場ルール形成WG

GXL 野村総合研究
事務局 所

WG統括本部

ユニ・チャーム株式会社、合同会社デロイト トーマツ、
NTTドコモビジネス株式会社
(グループ代表登録:NTT株式会社)

WG 合同会社
PMO デロイト トーマツ

中間排出事業者を通じたグリーン 市場創造検討WG 別紙参照

- ・リーダー：ユニ・チャーム株式会社
(討議推進サポート：合同会社デロイト トーマツ)
- ・メンバー：右記参照
- ・オブザーバー：右記参照

データ流通の在り方検討 SWG

- ・リーダー：NTTドコモビジネス株式会社
(グループ代表登録：NTT株式会社)
- ・メンバー：次頁参照
- ・オブザーバー：次頁参照

メンバー（順不同）

#	企業名	#	企業名
1	株式会社アマダ	17	TOPPAN株式会社
2	株式会社徳岡テクノ	18	JNC株式会社
3	田中鉄工株式会社	19	四国化成ホールディングス株式会社
4	HARIO株式会社	20	大倉工業株式会社
5	株式会社ロッテ	21	三菱ガス化学株式会社
6	ライオン株式会社	22	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社
7	大王製紙株式会社	23	三菱商事株式会社
8	小林製薬株式会社	24	住友商事株式会社
9	ENEOS株式会社	25	阪和興業株式会社
10	出光興産株式会社	26	オリックス株式会社
11	東京瓦斯株式会社	27	株式会社格付投資情報センター
12	株式会社日本触媒	28	三井住友信託銀行株式会社
13	東レ株式会社	29	株式会社ExRoad
14	レンゴー株式会社	30	株式会社Sustech
15	住友精化株式会社	31	KPMGコンサルティング株式会社
16	三菱ケミカルグループ株式会社	32	株式会社バイウィル
		33	NTTドコモビジネス株式会社

オブザーバー（順不同）

#	企業名	#	企業名
1	花王株式会社	3	環境省
2	エム・エーライフマテリアルズ株式会社	4	経済産業省
		5	GxDコンソーシアム

2.1.取組概要

5.データ流通の在り方検討SWGの参加者

データ流通の在り方検討SWGは、WG参加企業のうち希望した企業が参画し、データ流通の在り方における検討を進めた。

GXリーグ(GXL)市場ルール形成WG		メンバー（順不同）	
	GXL 野村総合研究 事務局 所	# 企業名	# 企業名
WG統括本部 ユニ・チャーム株式会社、合同会社デロイト トーマツ、 NTTドコモビジネス株式会社 (グループ代表登録:NTT株式会社)		1 株式会社アマダ	17 株式会社格付投資情報センター
	WG 合同会社 PMO デロイト トーマツ	2 株式会社徳岡テクノ	18 三井住友信託銀行株式会社
中間排出事業者を通じたグリーン 市場創造検討WG		3 田中鉄工株式会社	19 株式会社ExRoad
<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー：ユニ・チャーム株式会社 (討議推進サポート：合同会社デロイト トーマツ) ・メンバー：前頁参照 ・オブザーバー：前頁参照 		4 HARIO株式会社	20 KPMGコンサルティング株式会社
データ流通の在り方検討 SWG		5 大王製紙株式会社	21 ユニ・チャーム株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー：NTTドコモビジネス株式会社 (グループ代表登録：NTT株式会社) ・メンバー：右記参照 ・オブザーバー：右記参照 		6 小林製薬株式会社	22 合同会社デロイト トーマツ
		7 住友精化株式会社	
		8 東レ株式会社	
		9 株式会社日本触媒	
		10 三菱ケミカルグループ株式会社	
		11 レンゴー株式会社	
		12 TOPPAN株式会社	
		13 JNC株式会社	
		14 四国化成ホールディングス株式会社	
		15 阪和興業株式会社	
		16 オリックス株式会社	
		オブザーバー（順不同）	
		# 企業名	# 企業名
		1 花王株式会社	3 環境省
		2 エム・イーライフマテリアルズ株式会社	4 経済産業省
			5 GxDコンソーシアム

2.2.取組実施により目指す姿

1.CFP関連情報収集を通じて目指す姿 (1/2)

現状各社のCFP収集は限定的、かつ大部分が二次データを活用して算定に取り組んでいる状況。これを踏まえ、本取組を通じてCFP収集・活用のステップアップを目指していく。

	サプライヤーからのCFP取得の背景	データ流通の実態
現状	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの求めに応じて、データを提供したい サプライヤーの時系列でのCFP削減を把握し、努力を評価したい 自社のサステナ活動の一環として開示情報にScope3カテゴリ1の情報を反映したい 	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーからのCFP値収集は限定的 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小・中堅サプライヤーでは算定が難しい ➢ 同業他社である場合、依頼しにくい 大部分は二次データを活用し、CFPを算定している

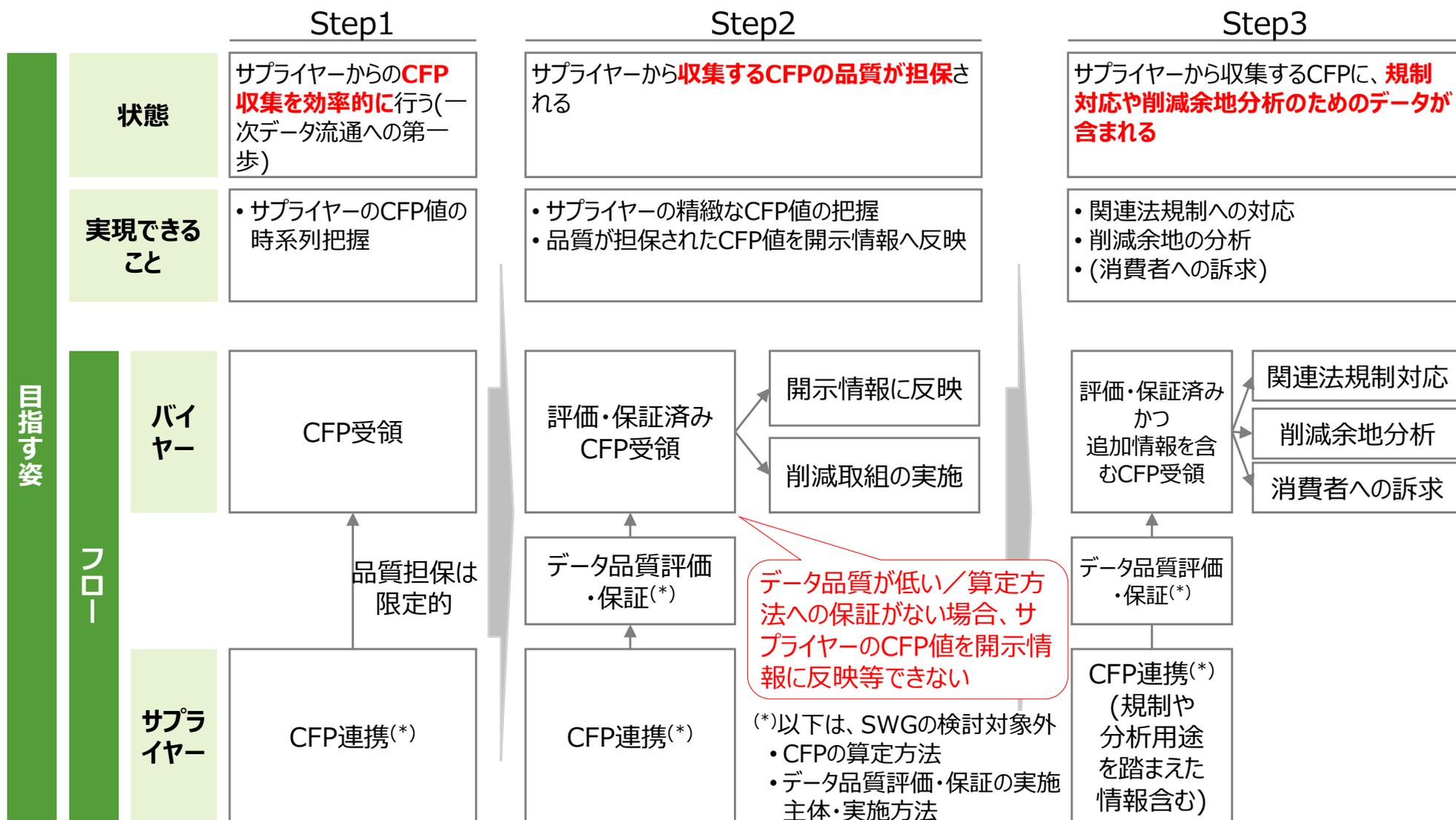


	Step1	Step2	Step3
目指す姿	状態 サプライヤーからの CFP収集を効率的に行う	状態 サプライヤーから 収集するCFPの品質が担保される	状態 サプライヤーから収集するCFPに、 規制対応や削減余地分析のためのデータが含まれる
	実現できること <ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーのCFP値の時系列把握 	実現できること <ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーの精緻なCFP値の把握 ・品質が担保されCFP値を開示情報へ反映 	実現できること <ul style="list-style-type: none"> ・関連法規制への対応 ・削減余地の分析 ・(消費者への訴求)

2.2.取組実施により目指す姿

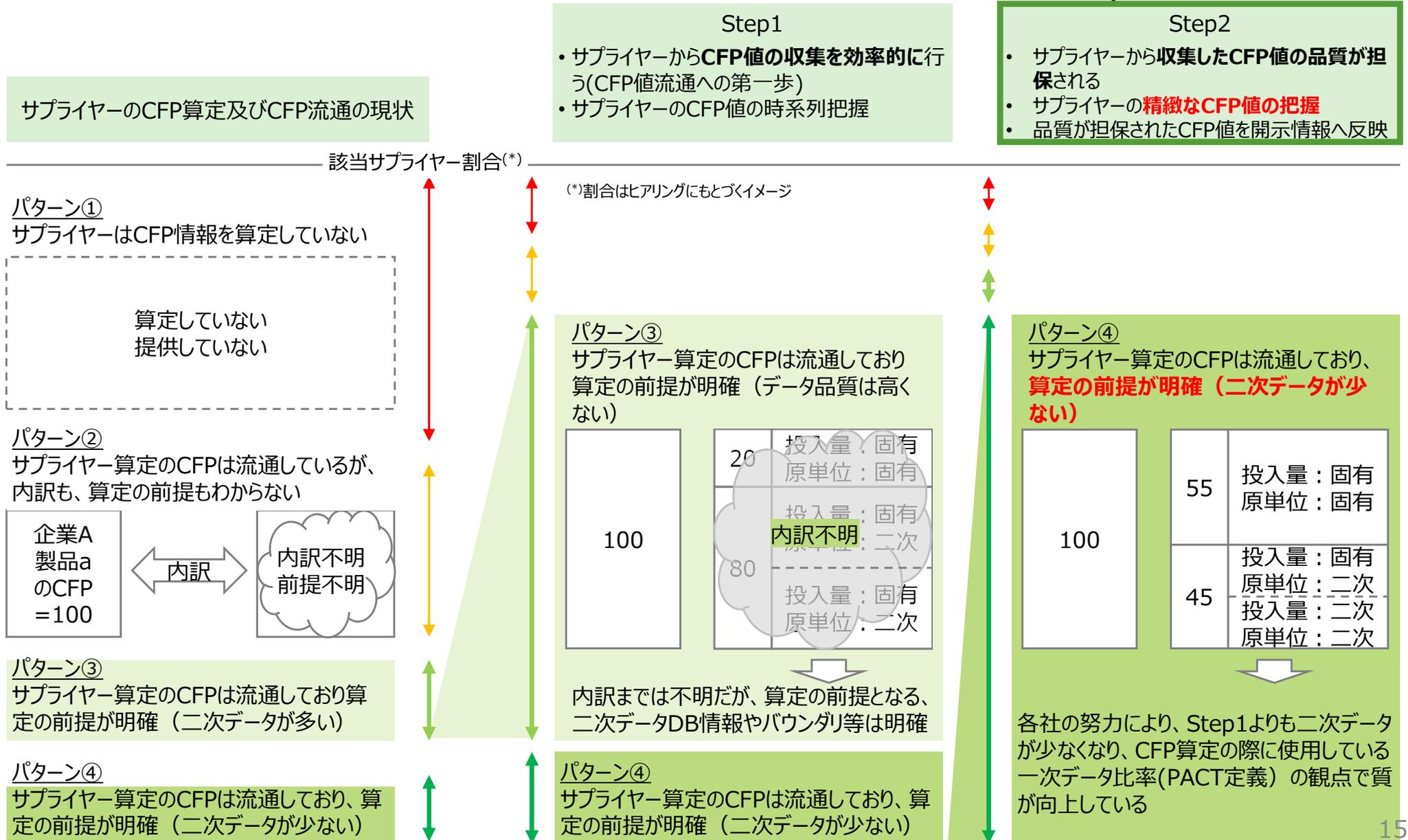
1.CFP関連情報収集を通じて目指す姿 (2/2)

CFP収集・活用のステップアップを目指すにあたり、想定される業務フローの変遷は下記の通り。



2.2.取組実施により目指す姿 補足)現状とStep1,Step2の違い詳細

Step2で把握する「精緻なCFP値」とは、CFP値算定的前提が明確でありかつ二次データが少ない状態のもの。現状から一足飛びではいかないためStep1がある。



3.流通させるべきデータ項目 概要

GHG排出量の流通に必要なデータ項目はPathfinder Frameworkや化学業界の取組を参考に設定した。GHG排出量以外でも環境関連項目のデータ連携の必要性が挙げられた。

3 流通させるべきデータ項目

3.1 GHG排出量流通に必要なデータ項目

- Step1,2,3では、Pathfinder Framework (PF) やGreen x Digitalコンソーシアム (GxDコンソ) のガイドラインの項目を踏まえて、GHG排出量算定に関するデータ流通を行えるようにした。
- 加えて、軽工業サプライチェーンではサプライヤーに化学メーカーが多く、データ提供依頼を多く受けていることを踏まえ、上流側の負担軽減等の目的で国内化学業界で活用されるデータ項目もデータ流通項目に含めた。

3.2 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目

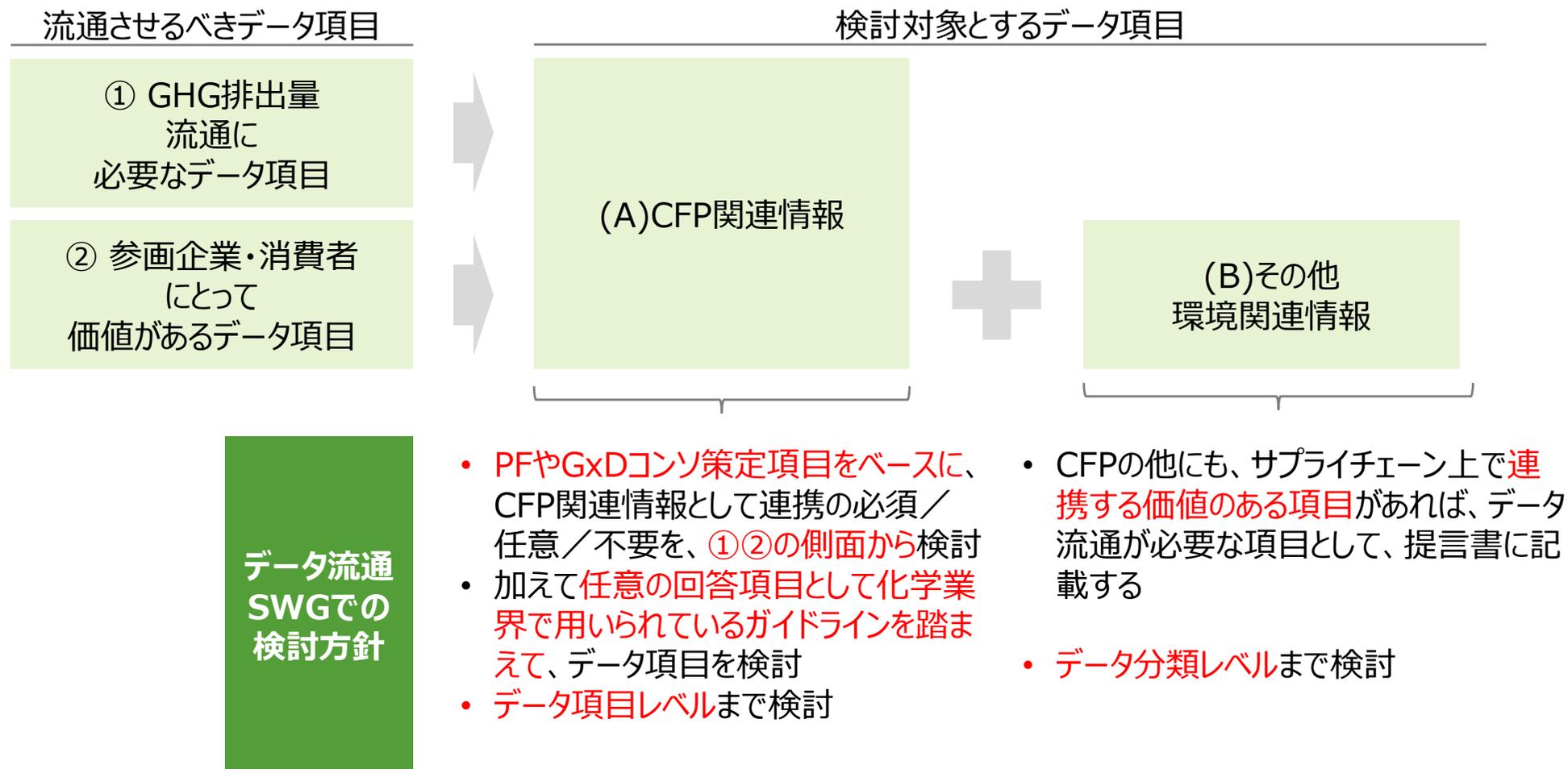
- GHG排出量以外の環境関連項目（水、廃棄物・資源循環、材料・資源利用、汚染物質(非GHG)排出等）のサプライチェーン上でのデータ流通の必要性が挙げられた。CFP算定過程で容易に取得可能なものではないため、本SWGでは詳細検討を行わなかったが、参考として掲載した。

3.3 留意事項・残論点

- 3.1および3.2の検討内容に対する留意事項・残論点を整理した。

3.流通させるべきデータ項目 前提) 検討対象とするデータ項目

GHG排出量削減を実現するために、価値のある情報として(A)CFP関連情報に加え、(B)その他環境関連情報に関するデータ項目を検討した。



3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

1.データ連携が必要な項目観点

目指す姿を踏まえた上で、各ステップでデータ連携が必要な項目の概要は以下の通り。

		Step1	Step2	Step3
目指す姿	状態	サプライヤーからCFP値の収集を効率的に行う(CFP値流通への第一歩)	サプライヤーから収集したCFP値の品質が担保される	サプライヤーから収集するデータに、規制対応や削減余地分析のためのデータが含まれる
	実現できること	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーのCFP値の時系列把握 	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーの精緻なCFP値の把握 • 品質が担保されたCFP値を開示情報へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> • 関連法規制への対応 • 削減余地の分析 • (消費者への訴求)

Pathfinder FrameworkやGxDコンソーシアムで設定されているフレームワークをもとに検討

データ連携が必要な項目観点	<ul style="list-style-type: none"> • 企業名、製品名、ID情報等 • CFP値 • <u>CFP算定の前提情報</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製品ベース算定 ➢ 組織ベース算定^(*) • 下流企業へのアピールとなる項目 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電力証書 ➢ カーボン・クレジット <p>使用しているDBや準拠しているルール情報は、CFP算定の前提情報の中に含まれる</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業名、製品名、ID情報等 • CFP値 • CFP算定の前提情報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製品ベース算定 ➢ 組織ベース算定^(*) • 下流企業へのアピールとなる項目 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電力証書 ➢ カーボン・クレジット • データ品質評価情報 • 保証情報 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業名、製品名、ID情報等 • CFP値 • CFP算定の前提情報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製品ベース算定 ➢ 組織ベース算定^(*) • 下流企業へのアピールとなる項目 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電力証書 ➢ カーボン・クレジット • データ品質評価情報 • 保証情報 • 項目別GHG排出量・除去量・炭素含有量 • その他分析のためのデータ項目
---------------	--	---	--

^(*)組織ベース算定：サプライヤーのScope1・2・3排出量の算定結果を、配分等により顧客別（あるいは顧客別に納入した製品別）に割り当てたデータ。製品ベース算定が定着するまでの移行期に使用。

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

2.検討方針

PFとGxDコンソで設定されているデータ連携項目について、目指す姿を踏まえて、必須(M)、任意(O)を設定。加えて任意の連携項目として化学業界で用いられているガイドラインを踏まえて、データ項目を検討した。

項目	状態	Step1	Step2	Step3
		実現できること	サプライヤーからの一次データ収集を効率的に行う(一次データ流通への第一歩)	サプライヤーから収集する一次データの品質が担保される
データ連携が必要な項目観点		<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーのCFP値の時系列把握 	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーの精緻なCFP値の把握 品質が担保された一次データを開示情報へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法規制への対応 削減余地の分析 (消費者への訴求)
Pathfinder FrameworkやGxDコンソーシアムで設定されているフレームワークをもとに検討				
		<ul style="list-style-type: none"> 企業名、製品名、ID情報等 CFP値 一次データ算定の前提情報 <ul style="list-style-type: none"> 製品ベース算定 組織ベース算定(*) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業名、製品名、ID情報等 CFP値 一次データ算定の前提情報 <ul style="list-style-type: none"> 製品ベース算定 組織ベース算定(**) 一次データ比率(参考資料2) データ品質評価情報 保証情報 	<ul style="list-style-type: none"> 企業名、製品名、ID情報等 CFP値 一次データ算定の前提情報 <ul style="list-style-type: none"> 製品ベース算定 組織ベース算定(**) 一次データ比率(参考資料2) データ品質評価情報 保証情報 項目別GHG排出量・除去量・炭素含有量 その他分析のためのデータ項目(次回協議会で確認を想定)

データ連携項目の候補一覧

	PF	GxD	M:Mandatory (必須) O:Optional (任意)		
			Step1	Step2	Step3
Pathfinder Framework			M	M	M
			O	O	M
			O	O	O
GxDコンソーシアム			M	M	M
			M	M	M
			O	O	M
			O	O	O

任意のデータ連携項目の候補一覧

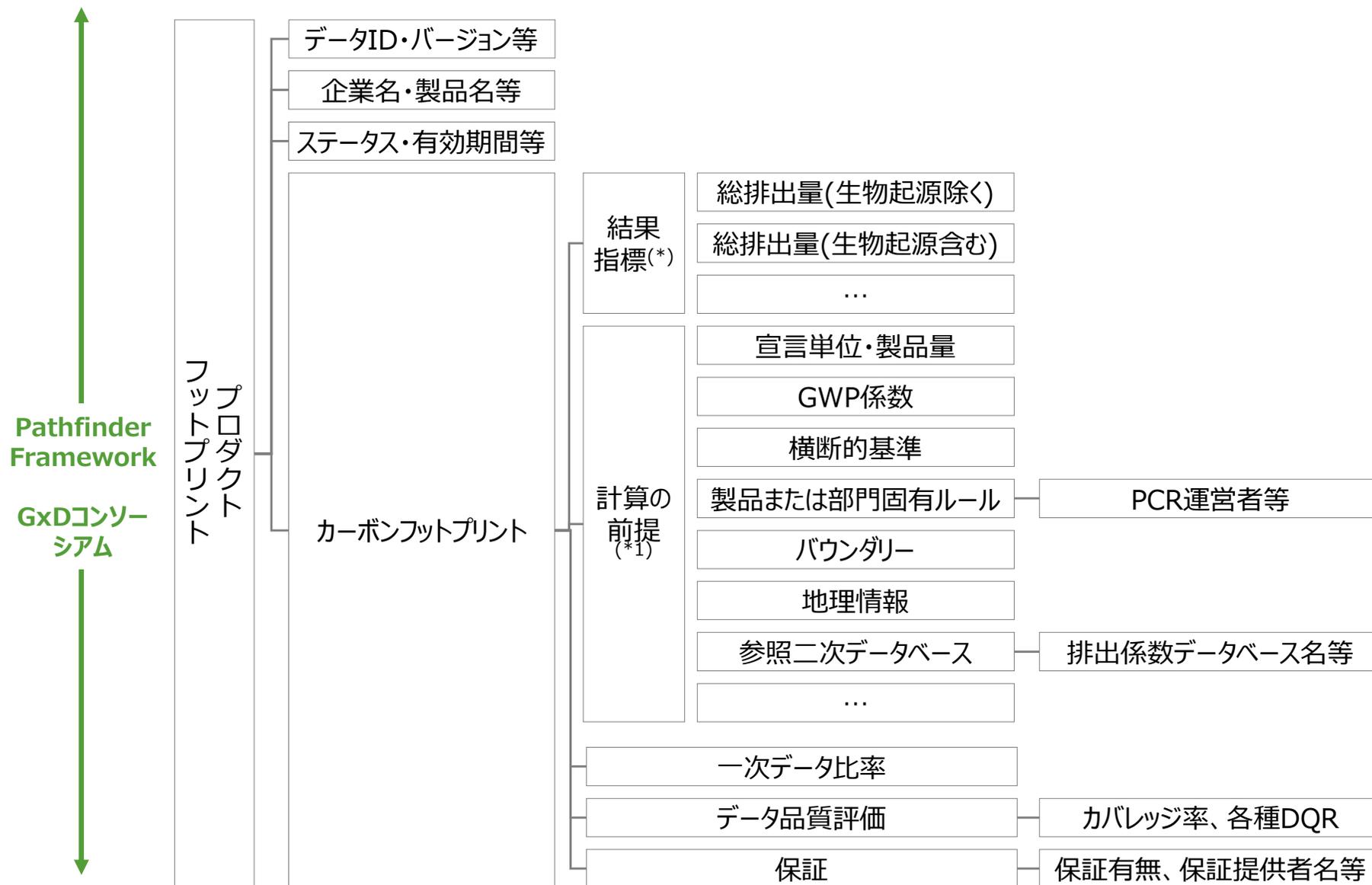
Together for Sustainability	データ項目1
	データ項目2
	データ項目...
日本化学工業協会ガイドライン	データ項目...
	データ項目...
	データ項目...
...	データ項目...
	データ項目...

PF、GxDコンソにはないデータ項目を抽出し追加要否を検討

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

参考) Pathfinder Framework/GxDコンソ連携項目

PF/GxDコンソで共通利用されているデータ構造は以下のとおり。



(*1)Pathfinder上の明細項目をもとに簡単のために事務局にて分類

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

3.CFP関連情報_企業名・製品名・ID情報等

M* : 次versionではOとなる
(現versionは下部出所参照)

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
1	企業名・製品名・ID情報等						
1-1	データバージョン (更新回数)	データのバージョン。データが更新されるたびに値が生成される 例えば1から始まり、2,3と増加していく。PCFに変更が加えられると、このバージョン番号も増加する	M	M	M	M	M
1-2	データ生成日時	プラットフォームでデータが生成された日時 例：A社がプラットフォーム上で3/1にデータを生成し（登録し）、取引会社Bは、その情報を6/1に取得した場合、当該データのデータ生成日時は「3/1」	M	M	M	M	M
1-3	有効期間の開始日	有効であると宣言される期間の開始日	O	O	O	M	M
1-4	有効期間の終了日	有効であると宣言される期間の終了日 指定ない場合、データ収集期間(終了)から3年間有効	O	O	O	O	M
1-5	企業名	企業名	M	M	M	M	M
1-6	企業ID	DUNS Number/ISIN/Tickerコード、等の一意に特定できる企業ID	M	M	M	M	M
1-7	製品分類	製品分類（URN、CPCコード、CAS番号、化審法番号、CNコードなど）	O	O	O	—	O
1-8	製品名	対象製品の取引名称	M	M	M	M	M
1-9	製品ID	製品ID (PACTで拡張仕様を策定中)	M	M	M	M	M
1-10	製品説明	対象製品の生産技術やパッケージングなどに関する情報を自由形式で記述	O	M	M	M	M
1-11	コメント	カーボンフットプリントの計算に関する情報や指示、またはデータの解釈、監査、検証の可能性に関する情報に使用することができる。GxDは空白可 ※特に記載することがない場合は、空白でも良い	M	M	M	M*	M

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

4.CFP関連情報_CFP値算定の前提(1/3)

M* : 次versionではOとなる
 O* : 次versionではMとなる (現versionは下部出所参照)
 R : Recommendation
 ※1 : 該当項目を使用した場合に必須回答の項目
 ※2 : 製品ベース算定の場合は必須回答の項目

Step1-3におけるデータ連携要否 (必須 : M、任意 : O) は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
2	CFP値算定の前提						
2-1	参照したスタンダード(業種横断)	排出量の計算や配分のために用いられた業界横断的なスタンダード (GHGプロトコル、ISO14067、ISO14044など)	M	M	M	M	M
2-2	製品または業種固有ルール-PCR運営者	PCR運営者を記載 (PEF、EPD International、左記事業者が発行していないPCRの場合その運営者名を記載)	M※1	M※1	M※1	M※1	M※1
2-3	製品または業種固有ルール-PCRルール名称	PCRルール名称 ※製品または業種固有ルールを使用した場合に記載する項目	M※1	M※1	M※1	M※1	M※1
2-4	算定方法	算定方法を選択 (製品ベース: 0, 組織ベース: 1)	M	M	M	-	M
2-5	生物由来炭素算定の方法論	生物由来炭素の排出量と除去量を算定する際に参照した方法論の名前	M※1	M※1	M※1	O*	O*
2-6	宣言単位	l (リットル), Kg, m, m ² , KW/h, メガジュール, トンキロメートル, m ³ 組織ベース算定では、「円」も可	M	M	M	M	M
2-7	製品量	宣言単位に対する量	M	M	M	M	M
2-8	宣言単位あたり製品質量	宣言単位あたり製品質量	M	M	M	O*	-
2-9	バウンダリープロセス記述	ライフサイクルの各段階に起因するプロセスの説明を記述する。空白でも良い。 例 : 生産段階でのインプットとして含まれる電力消費量	O	M※2	M※2	M*	M
2-10	算定対象カテゴリ	組織ベース算定におけるバウンダリープロセス記述の位置づけ	R	R	R	-	R
2-11	カットオフ : %	PCF から除外される排出量の割合 カットオフレート(考慮しなくても良い排出量を除外) 0.0 から 5 の数値 (少数含む)	O	M	M	M → 廃止予定	M
2-12	カットオフ : 説明	PCF 排出量除外の理由を記載	O	M	M	M*	M

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

4.CFP関連情報_CFP値算定の前提(2/3)※：該当項目を使用した場合に必須回答の項目

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
2	CFP値算定の前提						
2-13	GWP特性評価係数のIPCCバージョン	GWP特性評価係数を参照したIPCC報告書のバージョン	M※	M※	M※	M	M
2-14	二次データ排出係数のデータベース名とバージョン	使用した二次データ排出係数のデータベース名とバージョン 例：IDEA v●.●	M※	M※	M※	M※	M※
2-15	データ収集期間（開始）	PCFの収集を開始した日時。なお、このデータ収集開始日時は、当該PCFが参照または報告する期間の開始日時とみなされる	M	M	M	M	M
2-16	データ収集期間（終了）	PCFの収集を終了した日時	M	M	M	M	M
2-17	データ収集を行った地理的範囲（区画）	以下、いずれかを記載	M	M	M	M	M
2-18	データ収集を行った地理的範囲（国）	・区画：地理的粒度が行政区画（例えば東京都）の場合は、その具体を記載 ・国：地理的粒度が国（例えば日本国）の場合は、その具体を記載	M	M	M	M	M
2-19	データ収集を行った地理的範囲（準地域）	・準地域：地理的粒度が準地域的（例えばアジア全域）の場合は、その具体を記載	M	M	M	M	M
2-20	配分規則	配分の際に参照したルール・配分規則	O	O	O	O	O

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

4.CFP関連情報_CFP値算定の前提(3/3)

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
2	CFP値算定の前提						
2-22	配分レベル Scope1	組織ベース算定において、CO2データを算定するにあたり、実施した配分のレベルを記載 例：組織全体のScope1 排出量を組織全体の総生産量等で配分した場合は「組織」、プロセス細分割によって生産拠点単位の排出量を拠点の総生産量等で配分した場合は「拠点」と記載する。建屋単位で配分した場合は「建屋」、生産ライン単位で配分した場合は「生産ライン」と記載する	M※	M※	M※	—	M※
2-23	配分レベル Scope2	上記のScope2 排出量を配分するパターン	M※	M※	M※	—	M※
2-24	配分レベル Scope3	上記のScope3 排出量を配分するパターン	M※	M※	M※	—	M※
2-25	配分の指標 Scope1	Scope1 排出量を配分する際に使用した指標を記入する。 例：物理的指標（個数、体積、等）、経済的指標（生産高等）	R	R	R	—	R
2-26	配分の指標 Scope2	上記のScope2 排出量を配分するパターン	R	R	R	—	R
2-27	配分の指標 Scope3	上記のScope3 排出量を配分するパターン	R	R	R	—	R
2-28	配分レベル 記述欄	「配分のレベル」をさらに詳細に記載するための自由記述欄 例：配分のレベルがScope3のカテゴリによって異なる場合、「配分のレベル：Scope3」に記入しなかったレベルについて本欄に記載することができる	O	O	O	—	O
2-29	配分の指標 記述欄	「配分の指標」をさらに詳細に記載するための自由記述欄 例：配分の指標がScope3カテゴリによって異なる場合、「配分の指標：Scope3」に記入できなかったカテゴリで使用した配分指標を記載することができる	O	O	O	—	O

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

5.CFP関連情報_CFP値・その他結果指標(1/2)

O* : 次versionではMとなる
(現versionは下部出所参照)

Step1-3におけるデータ連携要否 (必須 : M、任意 : O) は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
3	CFP値・その他結果指標						
3-1	総排出量・生物由来除く (pCfExcludingBiogenic)	生物由来CO2を除いたPCF (kgCO2e / 宣言単位)	M	M	M	M	M
3-2	総排出量・生物由来含む (pCfIncludingBiogenic)	全ての生物由来排出を含むPCF (kgCO2e / 宣言単位) 負の値になる可能性あり	O	O	O	O*	O*
3-3	直接土地利用変化排出量 (dLucGhgEmissions)	直接土地利用変化 (dLUC) によるGHG排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O*	O*
3-4	土地管理排出量/除去量 (landManagementGhgEmissions)	土地管理に関連するGHG排出・除去量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O*	O*
3-5	その他生物由来炭素排出量 (otherBiogenicGhgEmissions)	その他の生物由来GHG排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O*	O*
3-6	生物由来の除去量 (biogenicCarbonWithdrawal)	製品に含まれる生物由来炭素のCO2換算除去量 (kgCO2e / 宣言単位)。0以下の値	O	O	O	O*	O*

参考) CFP値・その他結果指標について、原単位を記載。(活動量×原単位の値ではない点に留意が必要)

参考) CFP値・その他結果指標 : 「項目別GHG排出量・除去量・炭素含有量」を指す

出所) PACT「Pathfinder Framework v2」、Green x Digital コンソーシアム「CO2可視化フレームワーク Edition 2.0.1」、「データ連携のための技術仕様書 version 2.1」

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

5.CFP関連情報_CFP値・その他結果指標(2/2)

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
3	CFP値・その他結果指標						
3-7	間接土地利用変化排出量 (iLucGhgEmissions)	間接土地利用変化 (iLUC) によるGHG排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O	O
3-8	化石燃料由来排出量 (fossilGhgEmissions)	化石燃料由来のGHG排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	M	M
3-9	化石燃料由来の炭素含有量 (fossilCarbonContent)	製品の化石炭素含有量 (kgC / 宣言単位)	O	O	O	M	M
3-10	生物由来炭素含有量 (biogenicCarbonContent)	製品の生物由来炭素含有量 (kgC / 宣言単位)	O	O	O	M	M
3-11	航空機エンジン由来の排出量 (aircraftGhgEmissions)	航空機輸送によるGHG排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O	O
3-12	梱包に起因する排出量のフラグ	パッケージング排出量が 総排出量 (生物由来除く)、総排出量 (生物由来含む) に含まれるかどうかを示すフラグ	M	M	M	M	M
3-13	製品の梱包に起因する排出量	製品の梱包に起因する排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	O	O	O	O	O

参考) CFP値・その他結果指標について、原単位を記載。（活動量×原単位の値ではない点に留意が必要）

参考) CFP値・その他結果指標：「項目別GHG排出量・除去量・炭素含有量」を指す

出所) PACT「Pathfinder Framework v2」、Green x Digital コンソーシアム「CO2可視化フレームワーク Edition 2.0.1」、「データ連携のための技術仕様書 version 2.1」

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

6.CFP関連情報_算定結果の補足情報

R : Recommendation

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
4	算定結果の補足情報（その他分析のためのデータ項目、下流企業へのアピールとなりうる項目など）						
4-1	Gate-to-Gate 排出量 (gatetoGateFossilGhgEmissions)	自社のGate-to-Gate排出量 (kgCO2e / 宣言単位)	—	—	O	—	R
4-2	Gate-to-Gate 生物由来炭素含有量 (gatetoGateBiogenicCarbonContent)	Gate-to-Gate の、生物由来炭素の質量 (kgC / 宣言単位) 「生物由来炭素含有量(biogenicCarbonContent)」の数値の内数として、自社よりも上流部分を除いた自社分のみを設定	—	—	O	—	R
4-3	証書使用量（含む再エネ電力由来J-クレジット）	宣言単位あたりのアンバンドルド証書の使用量 (kWh / 宣言単位)	O	O	O	—	R
4-4	証書種類（含む再エネ電力由来J-クレジット）	使用した証書の種類を記載する	O	O	O	—	R
4-5	不確実性評価の説明	結果とその主要な要因、および不確実性評価の定性的な説明を記述。 1次データが正確でない場合（データの信頼性がない、安定した値になっていない等）、2次データを使用した方が良いケースがあるためその注釈コメントとして記述する。	O	O	O	O	O

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

6.CFP関連情報_データ品質評価・保証

※保証有無がYesの場合に必須回答の項目
M*：次versionではOとなる
O*：次versionではMとなる
(現versionは下部出所参照)

Step1-3におけるデータ連携要否（必須：M、任意：O）は以下の通り。

項目			Step別の要求レベル			要求レベルの参考	
#	項目名	項目説明	Step1	Step2	Step3	PF	GxD
5	データ品質評価^(*1)						
5-1	一次データ比率	一次データの割合（パーセンテージ）。0から100までの数値を記載	O	O	O	O*	O*
5-2	品質評価有無	品質評価をしているか選択（Yes, No）	M	M	M	-	-
5-3	カバレッジ率	データ品質評価に含まれるPCFの割合。	O	O	O	O*	O*
5-4	技術的DQR	データ品質マトリクスに基づく排出原単位の技術的代表性	O	O	O	O*	O*
5-5	時間的DQR	データ品質マトリクスに基づく排出原単位の時間的代表性	O	O	O	O*	O*
5-6	地理的DQR	データ品質マトリクスに基づく排出原単位の地理的代表性	O	O	O	O*	O*
5-7	完全性DQR	データ品質マトリクスに基づく活動量の完全性	O	O	O	O*	O*
5-8	信頼性DQR	データ品質マトリクスに基づく活動量の信頼性	O	O	O	O*	O*
6	保証						
6-1	保証有無	保証されているかを選択（Yes, No）	M	M	M	M	M
6-2	保証範囲	保証される排出データの粒度レベルを記載 (例：企業レベル、製品ラインレベル、PCFシステムレベル、製品レベル)	O	O	O	O	O
6-3	保証レベル	保証レベルを選択（限定的保証、合理的保証）	O	O	O	O	O
6-4	保証境界	保証境界を選択（Gate-to-Gate, Cradle-to-Gate）	O	O	O	O	O
6-5	保証提供者名	保証提供者名	M※	M※	M※	M	M
6-6	完了日	保証が完了した日付	O	O	O	O	O
6-7	保証基準名	保証基準名	O	O	O	O	O
6-8	コメント	保証の解釈を明確にする追加コメント	O	O	O	M*	M

(*1)データ品質評価について、「参考」データ品質評価」スライドを参照

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目 参考) データ連携項目のフォーマット

前頁までの検討結果を踏まえたフォーマットを作成した。本フォーマットを参考にデータ流通に取り組むことを推奨。

#	項目名	項目説明	回答用の列		対象となる算定方法 共通 or 製品 or 組織へ	Step別の要求レベル		
			回答欄			Step1	Step2	Step3
1	企業名・製品名・ID情報等							
1-1	データバージョン (更新回数)	データのバージョン。データが更新されるたびに値が生成される 例えば1から始まり、2,3と増加していく。PCFに変更が加えられると、このバージョン番号も増加する			共通	M	M	M
1-2	データ生成日時	プラットフォームでデータが生成された日時 例：A社がプラットフォーム上で3/1にデータを生成し(登録し)、取引会社Bは、その情報を6/1に取得した場合、当該データのデータ生成日時は「3/1」	YYYY/MM/DD		共通	M	M	M
1-3	有効期間の開始日	有効であると宣言される期間の開始日	YYYY/MM/DD		共通	O	O	O
1-4	有効期間の終了日	有効であると宣言される期間の終了日 指定ない場合、データ収集期間(終了)から3年間有効	YYYY/MM/DD		共通	O	O	O
1-5	企業名	企業名			共通	M	M	M
1-6	企業ID	DUNS Number/ISIN/Tickerコード、等の一意に特定できる企業ID			共通	M	M	M
1-7	製品分類							O
1-8	製品名							M
1-9	製品ID							M
1-10	製品説明							M
1-11	コメント							M
2	CFP値算定の							
2-1	参照したスタン							M
2-2	製品または業 -PCR運営者							M (条件付き)
2-3	製品または業 -PCRルール名称	※製品または業種固有ルールを使用した場合に記載する項目						M (条件付き)
2-4	算定方法	算定方法を選択 (製品ベース: 0, 組織ベース: 1)			共通	M	M	M
2-5	生物由来炭素算定の方法論	生物起源の排出と除去を考慮するための規格を選択 (PEF, ISO, GHGP, Quantis) ※生物由来の炭素を算定した場合に記載する項目			共通	M (条件付き)	M (条件付き)	M (条件付き)
2-6	宣言単位	l (リットル), Kg, m, m ² , KW/h, Xガジュール, トンキロメートル, m ³ 組織ベース算定では、「円」も可			共通	M	M	M
2-7	製品量	宣言単位に対する量			共通	M	M	M
2-8	宣言単位あたり製品質量	宣言単位あたり製品質量 「宣言単位」にあるように「製品量」の値は、製品によって、Kg, l (ℓ) 等単位が異なる。また同じ製品であっても会社ごとで使用している単位が異なる場合がある。つまり、ある会社は10kgあたりのGHG排出量が3kg、ある会社は3lあたりのGHG排出量が2kgと出してくる。集めた例が集計しやすいように単位をすべてKg換算するために当該項目はライフサイクルの各段階に起因するプロセスの説明を記述する。空文字可 例：生産段階でのインプットとして含まれる電力消費量 ※製品ベース算定を使用した場合に記載する項目			共通	M	M	M
2-9	バウンダリープロセス記述	ライフサイクルの各段階に起因するプロセスの説明を記述する。空文字可 例：生産段階でのインプットとして含まれる電力消費量 ※製品ベース算定を使用した場合に記載する項目 組織ベース算定におけるバウンダリープロセス記述の位置づけ			製品ベース	O	M (条件付き)	M (条件付き)

※データ項目の一覧イメージ
詳細は別紙『参考資料_流通させるべきデータ項目案』をご参照

※本データ流通フォーマットは、GxDコンソの可視化フレームワークを参考に、並び順を整理

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目 参考) 製品分類で使用するコード

アンケート結果、GxDコンソでの最新の検討、ヒアリング結果を踏まえて、製品分類コードはCPCコードに限定しない方針とした。

アンケート
受領コメント

- 製品分類で使用するコードとしてCPCコードに限定されているところ、コード化学業界では、製品分類コードとして『CAS番号』が推奨されている。

(参考)
GxDコンソーシアム
製品分類の幅
(最新資料より)

2-3-2. 組織ベース算定のデータ開示項目

データ開示項目 (基礎情報)

a. 基礎情報

データ開示項目	GxDコンソ 独自仕様	対象となる 算定方法	要求レベル (M, R, O)	
企業名	-	共通	M	・ 企業名
企業ID	-	共通	M	・ 企業ID (Uniform Resource Identifiers (RFC8141) のみ)
製品名	-	共通	M*	・ 製品名
製品ID	-	共通	M*	・ 製品ID
製品分類 (CPCコード)	-	共通	M*	・ 製品分類 (URNやCPCコード、CAS番号、CNコードなど)
フレームワークEdition	○	共通	M	・ 参照したCO2可視化フレームワークのEdition ・ 本文書を参照した場合は、「3.0」である

GxDコンソの最新資料では
製品分類にCAS番号などを
含める方向で検討中

CPCコードに限定しない幅を持たせる方針に異論なし

- 化学業界としてはCAS番号の他に、“化審法番号”も扱っているため、これも含められると良い
- 自社と顧客間だけでわかる製品分類を使用しているため、これも含められると良い

製品IDについて

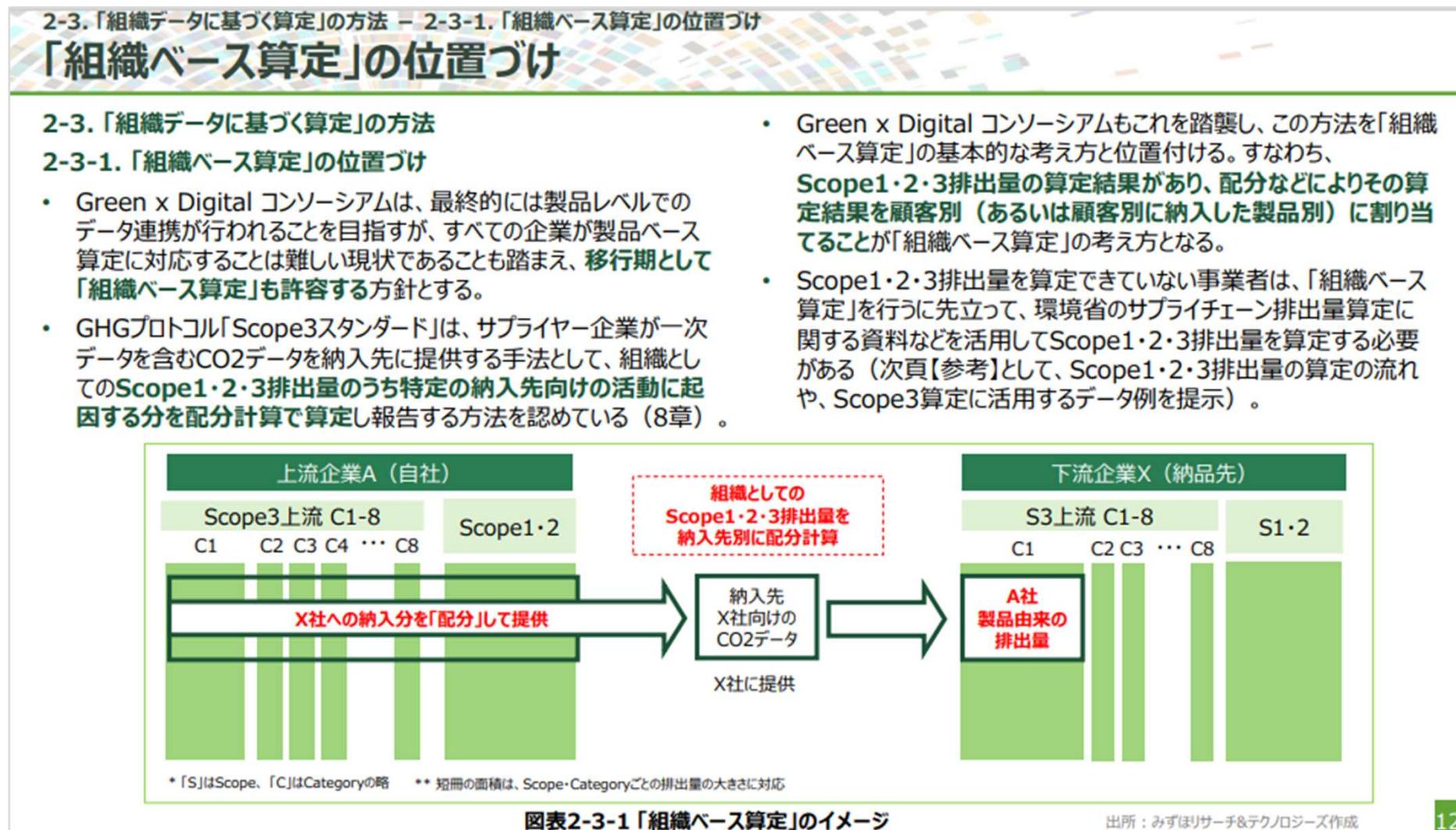
- 製品IDの自社、顧客双方の整理はないと困るケースがあるため、入れてほしい

方向性

- 製品分類コードはCPCコードに限定しない方針とし、業界共通で利用されているコードを広く含められるようにデータ項目を修正した
- 製品IDのサプライヤー・バイヤー間での紐づけについては、残論点として記載する

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目 参考) GxD独自項目 | 組織ベース算定

GxDコンソでは、すべての企業が製品ベース算定に対応することが難しい状況であることを踏まえ、移行期として、「組織ベース算定」も許容する方針としている。

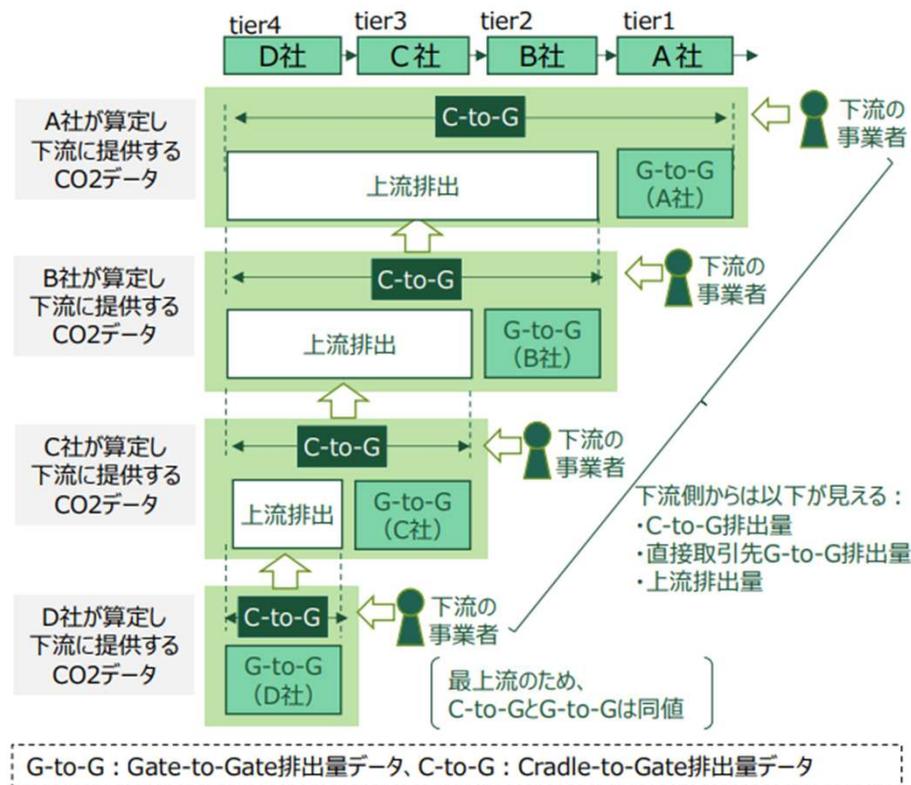


3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目 参考) Step3分析用途 | Gate-to-Gate方式(1/2)

Gate-to-Gate方式は、C-to-Gのデータと合わせて、自社のG-to-G排出量を連携する方式。自社努力のアピールやサプライヤーの分析等に活用が可能。

● Gate-to-Gate方式の併用

- サプライヤーがC-to-G排出量データを下流の事業者を提供する際、併せて (i) 自社のG-to-G排出量データと (ii) 上流排出量データも提供する方式

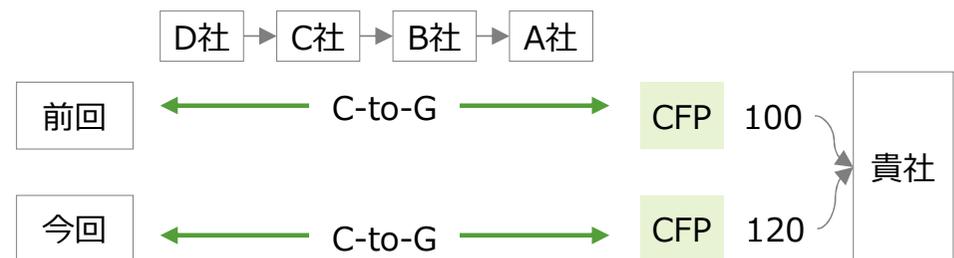


出所)Green x Digital コンソーシアム CO2可視化フレームワーク Edition 2.0.1,
 Green x Digitalコンソーシアム データ連携のための技術仕様書 version 2.1

● G-to-G併用のメリット

- ・ 前回連携されたCFP値と今回連携されるCFP値に差がある場合その要因が直近のサプライヤーにあるか否かがわかる。
 - データ提供企業：自社努力のアピールが可能
 - データ受領企業：分析・働きかけに使用可能

Cradle-to-Gateの場合



20の増加はどの企業による影響かわからない

Gate-to-Gate併用の場合



20の増加の原因がA社ではないことがわかる(A社はむしろ削減)

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

参考) Step3分析用途 | Gate-to-Gate方式(2/2)

Gate-to-Gate方式のデータ連携について、ヒアリングで得られたご意見を踏まえ、Step1,2では「項目なし」、Step3ではOptionalとした。

● 事前ヒアリングで得られたご意見

■ 肯定的な意見

- **推進方針に問題ない**。Tier1から始めるのが現実的(Tier2より上流がわかっても削減に向けたアプローチをとれない)
- 自社としての必要性は検討が必要だが、**推奨項目としては違和感ない**。
- データ開示をした場合に努力が報われることをサプライヤーに理解してもらおうと、GHG排出量の削減につながるのでは。

■ 否定的な意見

- データがあれば活用するが、**Tier1に負担をかけてまで行うことではない**。
- 必要性は認識するが、製造プロセスがシンプルな日用品関連企業では、**コスト構造が可視化される**ため難易度は高い。
- バイヤー視点ではC-to-Gで値が下がれば良い。

● 参考)GxD独自項目の「Gate-to-Gate」データ項目

#	項目	必須 / 任意 / 推奨
1	gateToGate (Gate-to-Gate 用カラム)	Recommendation
1-1	gateToGateFossilGhgEmissions (Gate-to-Gate 排出量)	Recommendation
1-2	gateToGateBiogenicCarbonContent (Gate-to-Gate 生物由来炭素含有量)	Recommendation

● Gate-to-Gate用カラムのデータ流通項目への採用方針

- サプライヤー(Tier1)の削減量を可視化できるものである一方、G-t-Gデータは、コスト構造が露呈するリスクをはらんでいくこと等を踏まえ、以下方針とする。
 - Step1 : 項目なし
 - Step2 : 項目なし
 - Step3 : Optional

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

参考) カーボン・クレジット、電力証書情報(1/2)

GHGプロトコル上は、カーボン・クレジットはCFP値に反映できない。また、電力証書の利用はGHGプロトコルでは認められているものの、CFP値への反映はルール次第。

● 電力証書・クレジット情報のCFPへの反映についての整理

カーボン・クレジット

- GHGプロトコルに基づいたGHG排出量算定においては、カーボン・クレジットは使用できない。
 - カーボンクレジットを購入しても、CFP値に反映できない。

電力証書

- GHGプロトコル Scope2ガイダンスでは、電力証書の利用を認めている。
- しかし、主要なCFP制度における証書の適用状況は異なる。

例

- ✓ 証書の利用不可 (EU-CBAM、EUバッテリー規則)
- ✓ 国際基準よりも厳格に運用 (EU PEFCR)
- ✓ 国際基準に準ずる運用 (経産省・環境省のガイドライン、SuMPO EPD)
- 電力証書の電力使用量をCFPに反映可能か否かは、ルールにより異なる

● 電力証書・クレジット情報の下流企業への情報連携について(事前ヒアリングでいただいたご意見)

■ 肯定的な意見

- 会社全体として脱炭素に貢献しているアピールに繋がるため、情報連携項目として追加すると良い。
- サプライチェーン下流に対するPR目的で証書関連データを流通させるニーズは、将来的に生じる可能性はある。
- CFPはこれ以上努力してもなかなか下がらない。証書を購入して環境配慮していることをアピールできるのは良い。
- サプライヤーの負担にならない程度だと良い。

■ 否定的な意見

- どのように運用すべきかについては疑問点が複数残る。証書を購入していることが下流企業へのアピールにつながる世界になっていない。

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目

参考) カーボン・クレジット、電力証書情報(2/2)

カーボン・クレジット、電力証書共に下流企業への環境配慮活動のアピールの意味合いとして、Step1-3でOptionalとしてデータ連携項目の追加を行う。

● カーボン・クレジット、電力証書情報のデータ連携の方針

	CFP算定の前提情報の 意味合い	下流企業へのアピールの 意味合い	方針
カーボン・ クレジット	CFP値に反映できない		Optionalとして Step1-3に追加
電力証書	CFPに反映可能か否かは、 ルールにより異なる	アピール材料にはなりうる	

3.1.GHG排出量流通に必要なデータ項目 参考) データ品質評価

CFP計算に使用したデータの、実際データの反映度合いや統計的な代表度合い、データ収集方法等の信頼性を3段階で評価する。

2-2.「製品データに基づく算定」の方法 - 2-2-8. データ信頼性

データ品質評価の5つの指標

(2) データ品質評価

- Pathfinder Framework v2は、**データ品質評価 (Data Quality Rating : DQR)** の意義を次のように指摘する
 - 企業はいくつかのデータタイプを使用してPCFを計算する。DQRを行うことで、データの全体的な整合性と結果として得られるPCFをデータユーザがよりよく理解できるようになる。
 - 排出削減計画の影響をよりよく正確に追跡できるようにするために、改善または一次データ源に置き換える必要がある主要な二次データ源を、DQRによって特定することができる。
- PCF計算が完了したら、データ品質評価を行う企業は、**以下の5つの指標のDQRを計算しなければならない。**
 - 技術的代表性**：プロセスで使用されている実際の技術がデータに反映されている度合い
 - 地理的代表性**：インベントリ境界内のプロセスの実際の地理的位置をデータが反映する度合い（例：国や地域）
 - 時間的代表性**：データがプロセスの実際の時間（例：年）または経過時間を反映する度合い
 - 完全性**：データがプロセスサイトを統計的に代表する度合い
 - 信頼性**：データを取得するために使用される情報源、データ収集方法、および検証手順の信頼度合い
- 各指標が示す品質レベルは**1 - 良い、2 - 普通、3 - 悪い**である。
- このマトリクスは企業が各指標の定量的DQRを導き出すために使用する。**PCF全体の排出量の少なくとも5%以上の排出量を占めるインプットに対してDQRを実施しなければならない。**

データ品質指標	1 - 良い	2 - 普通	3 - 悪い	
原単位の指標	技術的代表性	同じ技術のデータ	類似技術のデータ (二次データ源に基づく)	別技術のデータ、または技術不明
	時間的代表性	報告年と同一年次のデータ	直近5年未満のデータ	5年以上前のデータ
	地理的代表性	同一国、または国の下位区分が同じデータ	同一地域、または同一小地域のデータ	グローバルのデータ、または地域不明
活動量の指標	完全性	全ての関連サイトで特定期間の活動量データ	50%未満のサイトで特定期間、50%以上のサイトで短期間の活動量データ	50%未満のサイトで短期間の活動量データ、または不明
	信頼性	測定された活動量データ	一部仮定を含む活動量データ	財務データ、または不適格なデータ

図表2-2-42 Pathfinder Framework v2のデータ品質マトリクス
出所：Pathfinder Framework v2に基づき、みずほサーチ&テクノロジーズ及びSustech作成

2.第4回協議会の振り返り

参考) 化学業界で使用されている項目の追加方針

第4回協議会以降のご意見を踏まえ、化学業界でデータ流通が推進されており、「PF、GxDコンソ」に含まれない差分項目を追加。ただし、項目が多すぎることによる視認性低下等を防ぐため別シートでの回答項目とする。

第4回協議会 時点の方針

- TfsについてPFは等と目的が異なること、また、データ項目が細かすぎることで、日本化学工業協会の項目については、項目が多すぎることによる視認性低下等への危惧から、Step1,2,3には追加せず、今後の追加項目として整理する方針となった。

第4回以降に いただいたご意見

- バイオ原料やリサイクル原料の使用有無は、現行でもバイヤーからの要求項目に含まれており、この点を加味してほしい

修正方針

差分項目の整理は、以下方向性としたい。

- 「PF、GxDコンソ」には含まれない、化学業界でデータ流通が推進されている差分項目^(*1)を **任意の回答項目としてデータ項目に追加**
- ただし、項目が多すぎることによる視認性低下等を防ぐため別シートでの回答項目とする

(*1)化学業界でデータ流通が推進されている項目として、日本化学工業協会のガイドライン等を参照。

3.2. 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目

1. 検討方針

外部環境調査と事前ヒアリングから汚染物質、廃棄物、水関連情報のデータ連携の必要性が垣間見えた。一方、これらはCFP算定過程で容易に取得可能なものではないため、今後連携が求められる可能性がある項目として整理を実施。

外部環境調査より		国内						海外						データ連携の優先度
		紙類	化学	食品	化粧品	衣類	参考) 自動車	紙類	化学	食品	化粧品	衣類	参考) 自動車	
汚染物質 (非GHG)	排出量、化学物質の濃度・有害性	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	優先度（高） 海外と国内で差があり
廃棄物・資源循環	発生量、リサイクル率、製品の再利用性等	◎	○	○	—	○	◎	◎	★	◎	★	★	◎	
水関連	水使用量、排水量、水効率等	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	★	○	○	◎	

★横断規制・法令あり ◎業界規制あり
○ガイドライン —なし・不明

事前ヒアリングより

- CFPの連携において、現状は一次データでの収集がほとんどできていない。
- 規制の観点から汚染物質、廃棄物、水関連データについては「今後必要となる可能性がある」と考える企業が複数存在。
- 上記等の環境情報は、CFPとは別の取組で収集していたり／別の作業が必要となると考える企業が複数存在。

検討の方向性

- 上記の環境関連項目は、CFP算定過程で容易に取得可能なものではないことが分かったため、まずはCFPの一次データ流通のためのデータ項目や業務実施方法の検討に注力。
- 一方で、今後連携が求められる可能性があることも踏まえ、「データ分類」レベルでデータ流通の要望がある項目について意見収集を実施。

3.2. 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目

2. 連携が求められるその他環境関連情報

海外規制でデータ連携が求められるデータ分類をベースに、各社ご見解を踏まえてCFPと一緒に流通させると望ましいデータ分類を以下に整理。

環境関連情報	#	データ分類
水関連データ	1	水使用量
	2	排水（廃水）排出量
	3	水効率
	4	水質汚染（リスク評価として）
廃棄物・資源循環 関連データ	5	廃棄物発生量（種類、重量、処理方法）
	6	リサイクル率／再利用率
	7	再生材含有率
	8	製品の再利用性・修理可能性
	9	ライフサイクル終了管理情報
	10	循環経済データ（製品の再利用、再製造、持続可能性など広義のデータ）
材料・資源利用関連 データ	11	使用済み製品の回収・リサイクルシステムに関する情報
	12	原材料の投入量（種類、重量、起源）
	13	資源（化石燃料、鉱物、土地など）の消費量
汚染物質排出関連 データ（非GHG）	14	原材料の持続可能性
	15	大気・水圏・土壌への各種汚染物質排出量
	16	製品中の主要化学物質の組成・濃度・有害性
製品特性・その他環境 側面	17	マイクロプラスチックを含む繊維系破片排出量
	18	製品の性能・耐久性・寿命・信頼性
	19	エネルギー効率（GHGとは別の指標として）
	20	包装材料の種類と量
サプライチェーン・ 管理関連	21	生物多様性への対応
	22	サプライチェーンにおけるデューデリジェンス情報（責任ある調達、環境影響評価結果含む）
	23	環境関連法規制の遵守状況

3.3.留意事項・残論点

1. 参画企業コメントを踏まえた留意事項・残論点

流通させるべきデータ項目に関して、参画企業のコメントを基に、下記留意事項や残論点を認識した上で検討を進める必要がある。

		留意事項・残論点	参加企業各位からのコメント
留意事項	①	Gate-to-Gate方式 Gate-to-Gate方式の採用に当たっては、他社比較を前提とした項目ではない点に留意が必要。	Tier1の削減努力を可視化するには、算定方式を共通化する必要があるのではないか。 算定基準が同一でないデータ同士での比較を強く懸念している。 他社比較ができないことを、今一度念頭に置くべき。
	②	法規制への対応 Step3では、法規制により連携すべきデータ項目の更新が想定されるため、変動していく規制に対して、柔軟な対応の検討が必要。	Step3の状態の一つである「規制対応」について、変動していく規制に柔軟に対応できるようにするのが良い。
残論点	③	CFP以外のデータ CFP以外のその他のデータ項目として、再生材利用率等の顧客へのアピールとなりうる情報や、サステナビリティ関連の他項目などの連携方法（例：備考欄を設ける）の検討が必要。	再生材利用率など顧客へのアピールにつながる情報も連携できる方法（備考欄など）を検討してほしい。 生物多様性の分類を追加してほしい。サステナビリティ関連の質問として国内外顧客から受けることが多いため。

4.データ流通業務の実施方法 概要 (1/2)

データ流通業務の実務面と体制・仕組み面に関する方向性を整理。
またデータ流通業務の実現に向けては、共通ガイドラインの整理や整備が必要となる。

4 データ流通業務の実施方法

4.1 データ流通業務パターンの確認

データ流通パターンは9つに分類が可能。尚、仲介業者や代理店が介在する場合のデータ流通パターンでは、複雑なケース（仲介業者にて個別部品の仕入先特定ができない等）も想定される。

4.2 データ流通業務の課題

サプライヤー・バイヤーに連携するデータに統一規格がなく、個社毎に異なる点を課題と感じている。その他、サプライヤー側が業務課題と感じている観点は下記の通り。

- 秘匿性の高い情報について、データ提供後の取り扱われ方に不安がある
- データ提供対象が増加すると、作業負荷やヒューマンエラーのリスクが高まる
- 仕入先・提供先の変更に柔軟に対応する必要がある

4.3 データ流通業務の運用・推進方針案

データ流通業務に向けて、下記CFP算定・データ更新頻度のあるべき姿の検討を実施した。
またサプライチェーン全体でのデータ流通推進にあたり、データ流通推進体制の立ち上げや、必要なガイドラインについて検討した。

- CFP算定・データ更新頻度
 - 川下企業目線または自社目線で重要度が高い製品は、頻度高くCFP算定・データ更新する方針とする（最短でも年次での見直し）
- データ流通推進体制と役割
 - データ流通推進組織が中心となり、参画企業全体向けに運用ルールの構築、参加企業の障壁低減・サポート（勉強会の開催等）等を行う
- データ流通実現に必要なガイドライン
 - データ流通に必要なガイドラインとして、対象製品の考え方や、仕入れ時期と使用時期のズレ、項目・規格の統一等が挙げられた

4.データ流通業務の実施方法 概要 (2/2)

データ流通業務の仕組み・システムとしては、データスペースが有望と想定。

4 データ流通業務の実施方法

4.4 仕組み・システム概要

「4.2 データ流通業務の課題」を踏まえると、データの取り扱われ方を確認・制御できる仕組みや、データの提供対象が多い場合等でも負担が低く柔軟に導入・運用が可能な仕組みが望ましい。

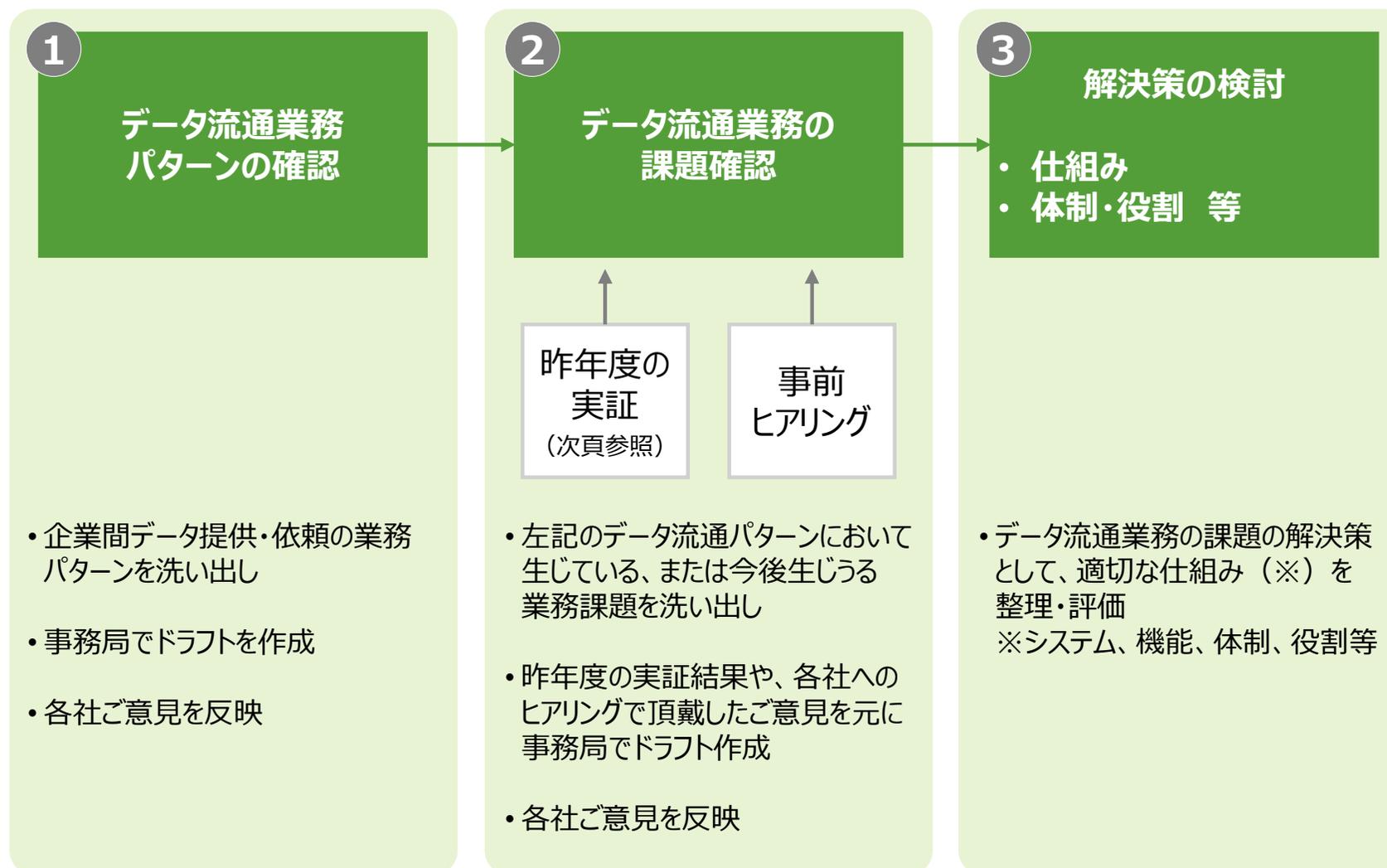
これを踏まえると、**相互運用的な仕組みで、かつ秘匿性の高いデータ流通が可能な分散型のデータスペースを用いることが有望と想定。**

4.5 留意事項・残論点

- 4.1から4.4の検討内容に対する留意事項・残論点を整理した。

4.データ流通業務の実施方法 検討のアプローチ

まずはデータ流通業務のパターンを整理し、次に当該業務の課題を確認した。
この課題に対する解決策として、適切な仕組みの検討を行った。



4.データ流通業務の実施方法

参考) 昨年度の「一次データ流通基盤」協働実証実験について

軽工業サプライチェーン上のGHG排出量算定を産業界全体で効率化するための実証実験を、本SWG参画企業を含むメンバーで実施済。

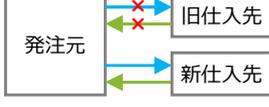
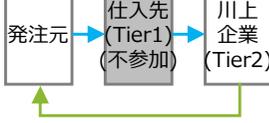
時期	2024年10月～12月	実証背景	<p>実証メンバーの意見を元にした、一次データの効率的収集の課題と成功の要諦</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> サプライヤ・メーカー双方の情報連携に工数がかかっている 情報の秘匿性が高く、開示のハードルが高い サプライヤ毎に均質化されず、確からしさを担保できない 各社使用している排出量管理のシステムが異なる ... <p>成功の要諦</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的で統一化された情報授受 秘匿性を担保した情報流通 データの中身に對する信頼性の担保 あらゆるシステムに適應できる基盤 ... </div> <p>成功の要諦を充足するデータスペースを用いたデータ連携を検討すべく、以下取組を実施。</p>
参加企業	<p style="text-align: center;">日用品メーカー</p> 花王株式会社、大王製紙株式会社、ユニ・チャーム株式会社、ライオン株式会社		<p>① サプライチェーン連携の効率化</p> データ授受をデータスペースプラットフォームを介して行うことで、データ提供社が個別対応せずとも受信社が必要な情報を受け取ることができるか否かを確認し、業務効率の状況を検証する。
	<p style="text-align: center;">資材メーカー</p> エム・イーライフマテリアルズ株式会社、JNC株式会社、住友精化株式会社、TOPPAN株式会社、株式会社日本触媒、三菱ケミカルグループ株式会社、レンゴー株式会社		<p>② データ秘匿性の確保</p> 従来の中央集権的なデータベースとは異なり、流通基盤管理者へのデータ提供の必要はなく、提供者と指定された開示先にのみ保存される「分散型」の仕組みを採用することで、高い秘匿性を確保する。実際にデータ流通の上、安全なデータ流通の実用性を検証する。
	<p style="text-align: center;">データ流通プラットフォーム構築・運用</p> NTTドコモビジネス株式会社		
	<p style="text-align: center;">全体事務局</p> 合同会社デロイト トーマツ	実証概要	

4.1.データ流通業務パターンの確認

1.想定しておくべきデータ流通業務パターンについて

凡例：  データ要請
 データ提供

CFPデータの流通で想定されるパターンは、下記いずれかに当てはまる。

再グルーピングしたデータ流通パターン		イメージ	概要
仕入先 (Tier1) による CFP開示可	データ流通開始時のデータ流通パターン (商流別)	1.仕入先 (Tier1) から発注元への直接連携	 <ul style="list-style-type: none"> 発注元によるデータ要請と、仕入先によるデータ提供が直接行われる
		2. 発注元から仕入先 (Tier1) への直接連携	 <ul style="list-style-type: none"> 仕入先によるデータ要請と、発注元によるデータ提供が直接行われる > 例：発注元による支給品の提供
		3.発注元と仕入先 (Tier1) 間に仲介企業を挟む間接連携	 <ul style="list-style-type: none"> 発注元と仕入先の間、仲介企業 (直送企業など) を含む 仲介企業では製品CFPに影響を与え得る加工などを実施しない
	商流上で連携済みのデータ更新パターン	4.データ流通の流れ自体の更新	 <ul style="list-style-type: none"> データ取引の流れ自体に変更がある > 例：仕入先の変更
		5.流通データのみ更新	 <ul style="list-style-type: none"> 既存商流にて、流通データの種類/値に変更がある > 例：川上企業でのCFP更新
仕入先 (Tier1) による CFP開示不可	Tier1を除いたデータ流通パターン (Tier1が不参加)	6.川上企業(Tier2)提供の一次データ利活用	 <ul style="list-style-type: none"> 発注元は川上企業 (Tier2) より、一次データ提供を受ける (運用上の許容可否は要検討)
	データ流通を想定しないパターン	7.二次データ利活用	 <ul style="list-style-type: none"> 発注元が自社で仕入先CFPを算定するために、二次データを参照

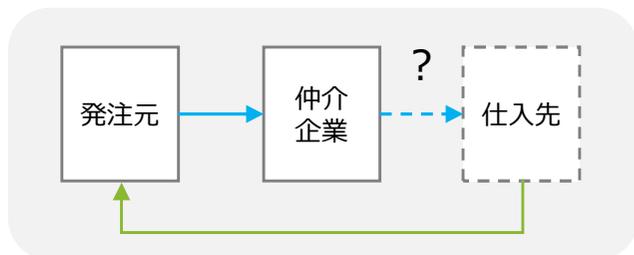
4.1.データ流通業務パターンの確認

参考) 発注元と仕入先間に仲介企業を挟む場合

仲介業者や代理店が介在する場合のデータ流通の流れでは、複雑なケースも想定される。データ流通方法や責任/役割について、共通ルール等の検討が必要である。

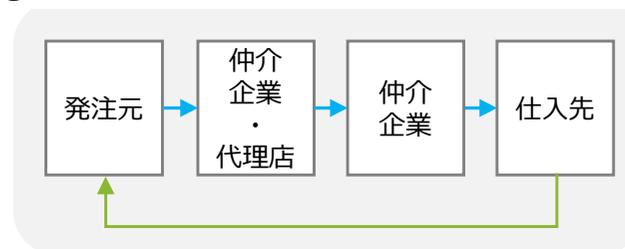
→ データ要請
→ データ提供

① 仲介業者にて、個別部品の仕入先特定ができない



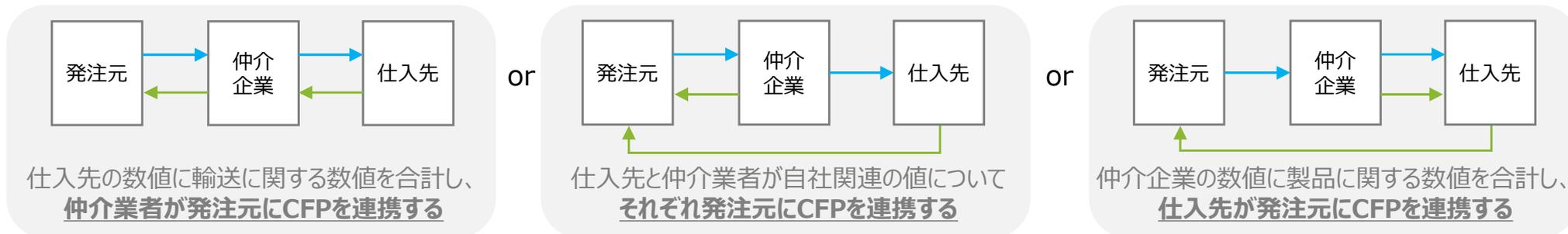
- 仕入先がわからずサプライチェーンを遡って、CFP連携ができないケースがある。一次データが取得できない場合の代替案の適用方針について、二次データ利用等の共通ルール等が必要。

② 仲介企業が複数介在するが、仕入先が直接回答を希望する



- 仕入先が直接回答をする場合は、代理店や仲介企業が複数介在していても、データ流通パターンとしては同じである認識。
- 物の商流とデータ提供の流れが、必ずしも一致しない場合も、上記に包含される。

③ 仲介業者が輸送を手配しておりCFPに影響を与える



仕入先の数値に輸送に関する数値を合計し、仲介業者が発注元にCFPを連携する

仕入先と仲介業者が自社関連の値について それぞれ発注元にCFPを連携する

仲介企業の数値に製品に関する数値を合計し、仕入先が発注元にCFPを連携する

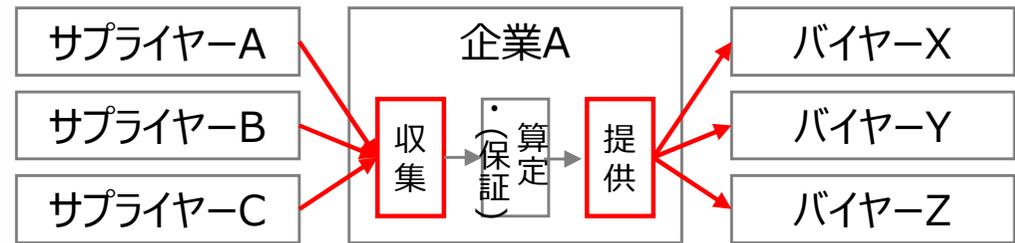
- 仲介企業と仕入先における、CFP算定の責任範囲を明確にし、発注元へのデータ流通方法の共通ルール等検討が必要。

4.2.データ流通業務の課題

1.データ流通業務の課題と解決の方向性

データ流通業務課題の解決の方向性として、「データの取り扱われ方の確認・制御」「運用負担の低さ」「柔軟な導入・運用」が考えられる。

- データ流通において感じている課題
 - ✓ サプライヤーはCFPの計算が完了している状態で、**企業Aがサプライヤーからデータを収集する局面**
 - ✓ 企業Aは既にCFPの計算が完了している状態で、**企業Aがバイヤーにデータを提供する局面**



外部環境の変化

- サプライチェーン全体でのGHG排出量削減の社会的要請

顕在化した課題／今後起こり得る課題

#	収集時	提供時	データ流通における現状課題	解決の方向性
1	○	○	連携するデータに統一規格がなく、個社ごとにバラバラ	規格・項目の統一
2		○	原価構造の推測につながる可能性のある秘匿性の高い情報を提供しており、提供後の取り扱われ方に不安が生じる	データの取り扱われ方を確認・制御できる仕組み
3		○	データの提供対象が多くなると、作業負担が大きい メールの誤送信リスクが高まる	提供対象が多くても運用負担が低い仕組み
4		○	仕入れ先・提供先の変更に柔軟に対応する必要がある	導入・運用が柔軟な仕組み

4.3.データ流通業務の運用・推進方針案

1.CFP算定・データ更新頻度

川下企業目線または自社目線で重要度が高い製品は、頻度高く（最短年次）でCFP算定・データ更新する方針とする。

前提

- 各社でCFPを算定・収集する目的が異なることに鑑みて、**自社に関連する規制・ガイドラインを参照しながら、CFP算定・更新頻度を設定することを推奨。**

明確なガイド等がない中で、本SWGとしての方向性は下記の通り検討

CFP算定・データ更新の優先度が高い製品

CFP算定・データ更新の優先度が低い製品

算定・更新頻度の方向性

該当製品の定義

川下企業または自社目線で、**GHG排出量への影響度が高い製品**を想定

川下企業または自社目線で、**GHG排出量への影響度が低い製品**を想定

GHG排出量への影響度が高い製品



GHG排出量への影響度が低い製品



頻度の方向性

GHG排出量への影響度が高い製品は、頻度高く（最短年次）算定・更新に取り組んでいただくことを想定。
 ※参考：Pathfinder Frameworkのデータ保証の有効期間は3年、日本化学工業協会では5年を推奨している。

■備考：

- 製品の「CFP値の高さ」「取引数量の多さ」「CFP値の変動幅の大きさ」に対し、閾値を設けることを想定している。
 例：CFP算定の前提が変わり、前年比で閾値を超える変動幅でCFP値が下がった場合、CFP算定・更新が必要 など
- 運用に向けては、閾値の具体的な線引きや算定手順の整理が必要であり、これは残論点とする。

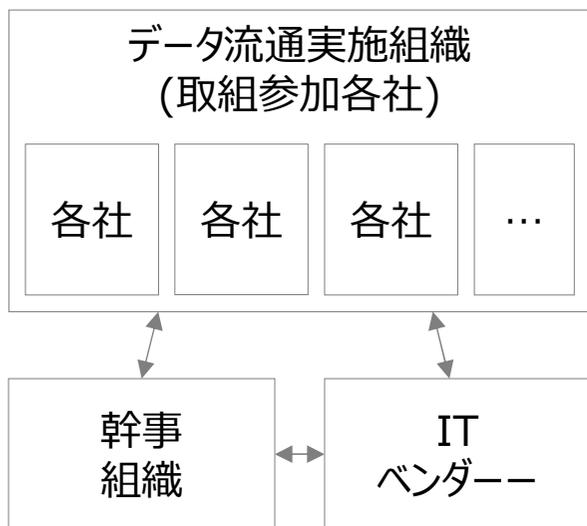
4.3.データ流通業務の運用・推進方針案

参考)データ流通の取組実施体制(イメージ)

各社がデータ流通を実施する裏には、運用方針の企画・改善活動等を行う幹事組織や、基盤構築・保守運用等を行うITベンダーが含まれるイメージ。

■ 当該取組の実施体制と役割 (イメージ)

- 各社がデータ流通実施組織として取組に参加
 - 幹事組織が運用方針の企画・改善活動等を実施
 - ITベンダーが基盤構築・保守運用等を実施
- ※以下は、一例(詳細は別途検討)



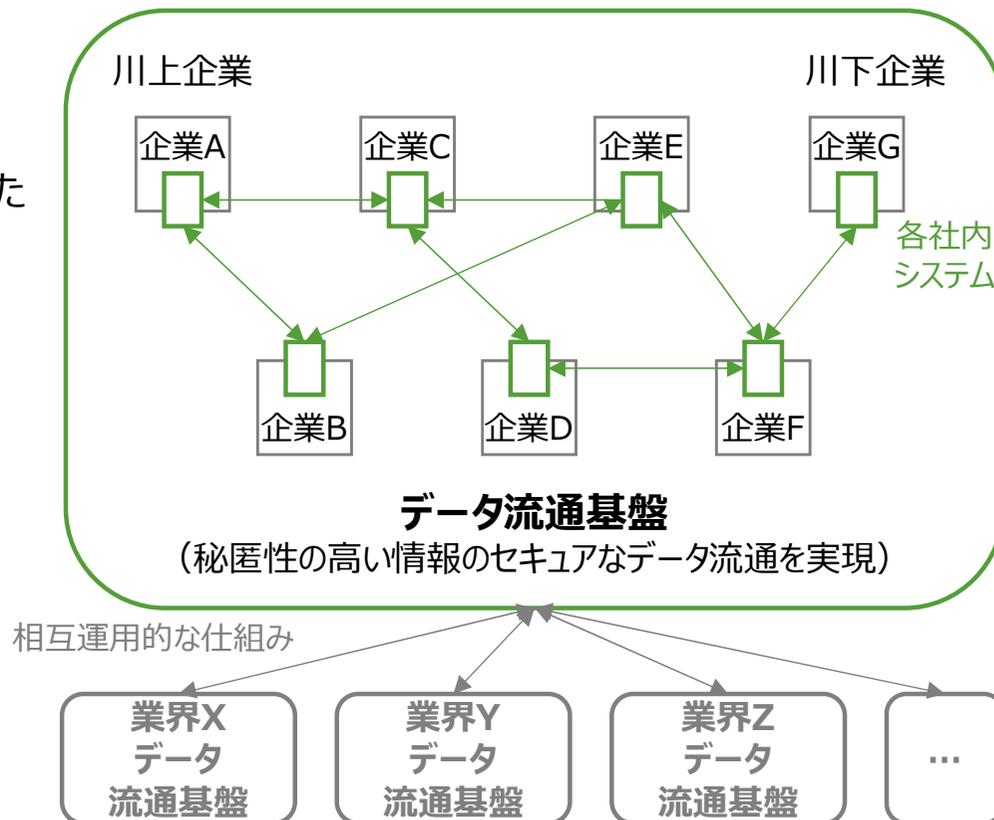
- CFP算定
- データ流通
- CFP削減に向けた各種取り組み

- 運用ルール
の企画・改善
活動
- 広報活動 等

- 基盤構築・
保守運用 等

■ サプライチェーン全体でのデータ流通(イメージ)

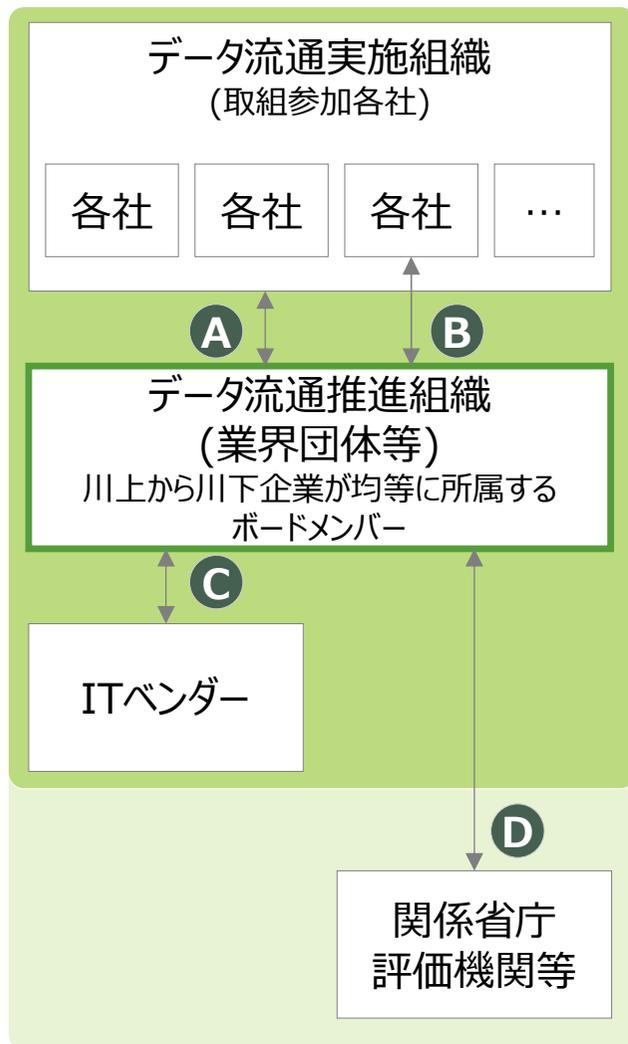
- 秘匿性の高い情報をセキュアに連携できる仕組み
- 十分なデータ量と参加者数があるためデータ流通基盤の価値が向上するため、初期段階での参加者獲得が重要



4.3.データ流通業務の運用・推進方針案

2.データ流通推進体制と役割

データ流通推進組織が中心となり、参画企業全体向けに運用ルールの構築、参画企業個社向けに勉強会の開催等を行う。



A 運用ルールの構築等 (参画企業の全体向け)

- 運用ルールの企画・改善活動
- 参画企業の増加に向けた企画・改善活動・参加企業の意見集約・反映
 - CFP以外のその他環境関連情報の流通に向けた拡張性の検討
 - 自社削減目標割合の把握などに繋げられるようバイヤーからFBを得る仕組み
 - 自社努力が他社と比較してどの位置にいるのかわかるFBの仕組み
 - CDP報告の自動化

B 参加企業の障壁低減・サポート (参画企業の個社向け)

- ナレッジ提供・勉強会の開催・流通ツールの導入支援

C 基盤構築 (ITベンダー向け)

- ITベンダーへの委託・管理

D 関係省庁・評価機関等との連携

- 対 金融・評価機関 : データ精度の向上による、金融上のメリット享受を検討
- 対 消費者・取引先 : 参加企業のブランドイメージ向上に資するPR活動
- 対 政府・公的機関 : 本取組に参加することが評価される仕組み
- 対 他の業界団体 : 軽工業内外の業界団体とのデータ流通の調整

4.3.データ流通業務の運用・推進方針案

参考)Higg Indexの普及要因から見るSWGへの参考点

VC上のパワーバランスに配慮したメンバー構成、同一基盤を複数用途で利用可能な利便性の高さ、自社努力量の位置づけ可視化等も参考となる普及要因と史料。

想定される普及要因

データ流通SWGへの参考点

信頼性の担保	<ul style="list-style-type: none"> WalmartとPatagoniaがアパレル主要企業のCEOに声かけし、立ち上げたSustainable Apparel Coalition (現Cascale)が策定した指標であり、業界公式の位置づけにしやすい。 SACのボードメンバーも年次でBrand & Retailer / Manufacturer / Affiliateから3名ずつ選出される形にて、VC上の覇貞が生じづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日雑業界の主要企業を中心とした取組として、業界公式の位置づけを目指す。 運用主体のメンバーは、VC上のパワーバランスに配慮した構成とする。
強制力の発揮	<ul style="list-style-type: none"> アパレル主要企業が共同で策定した指標にて、サプライヤーに強制力を働かせやすかった。 【例】H&MはHigg Indexを用いた自己評価およびCascaleが認定する第三者認証の取得を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 川下企業を中心に、サプライヤーに対して共通の仕組みの採用を要請していく。 外部からの圧力として、政府や業界団体からのお墨付きを取得する。
業務効率化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 業界共通の指標を普及することにより、サプライチェーン全体でのサステナビリティ関連報告/監査等の業務重複削減に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> データ項目・フォーマット等の統一化により、データ流通業務の作業重複等を削減する。
複数指標・ツールの展開	<ul style="list-style-type: none"> 環境だけでなく社会・労働まで評価範囲を広げ、Higg Product Tools / Higg Facility Tools / Higg Brand Toolsから成る6つの評価指標・基準を提供しており、同一基盤を複数用途で利用可能。 また同一プラットフォーム上で、自社評価を分析し、ネクストアクションを検討することが可能であり、サービスとしての利便性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> データスペースの特徴を活かし、同一基盤におけるCFPに限定しないデータ流通で実現可能なユースケースを訴求・具現化していく。 【例】CDP報告の自動化 など
他社比較の実現	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況がスコア化されるため、自社が同じ地域や同じタイプの製造施設を持つ業界平均や上位グループと比較してどの位置にあるか、が可視化される。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社の取組状況(データ流通数や一次データ比率等)を他社と比較することで、自社努力量の一部が他社と比較してどの位置にいるのか分かる など。

4.3.データ流通業務の運用・推進方針案

3.データ流通実現に必要なガイドライン

協議会やヒアリングの中で、データ流通に関連する内容を中心としてガイドライン等が必要とご意見のあった観点は以下のとおり。

参加企業各位からのコメント

データ流通	対象製品	<ul style="list-style-type: none"> すべての製品についてCFP算定・流通を実現させるのはむずかしい。どういった製品のCFP値が流通されるべきか。
	特殊な商流における連携の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 仲介企業にスペック品を発注した場合、複数社製の製品が混在しており製造元がわからない場合がある。このように特殊な商流は複数ある。特殊な商流におけるデータ流通の在り方を整理する必要がある。
	仕入れ時期と使用時期のずれ	<ul style="list-style-type: none"> 2年前に仕入れ2年間在庫として存在した製品を今年販売した場合、使用するCFP値は2年前の値と、今年の最新の値どちらであるべきか。
	データ項目・フォーマットの統一	<ul style="list-style-type: none"> 各社で算定方法/規格が異なる点が課題。異なるシステムへの入力依頼も負担が大きく、共通フォーマットは効率化の観点で動機付けのポイントになる。
	業界間データ連携	<ul style="list-style-type: none"> リソースが発散し、本来の削減活動の妨げにならないよう、他のデータ基盤との連携や、国内全体での仕組みの整理・集約が望ましい。
	秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿性に関するデータの活用方法や取り決めは曖昧になりがちである。データを提供する立場として弱くなりがちであり、やり取りの型があると円滑に推進できる。 独占禁止法への抵触を避けるべく、専門家知見を踏まえた情報開示方法・範囲の設定が必要。
データ品質保証(*1)	<ul style="list-style-type: none"> データの精度を上げる場合はPCR作成が現実的な選択肢である。 開示情報に反映させるためには、データ品質の担保が必要であるが、多くの製品に対して品質担保を求めるのは難しい。品質保証の在り方の検討が必要。 	
CFP算定(*1)	<ul style="list-style-type: none"> 電力証書の質により、CFP反映可否のガイドラインが異なるはず。 マスバランス・リサイクル等の取り扱いについて整理が必要。 <p>※上記は、既存の環境省/経産省およびISOガイドラインを参照した上でのコメント</p>	

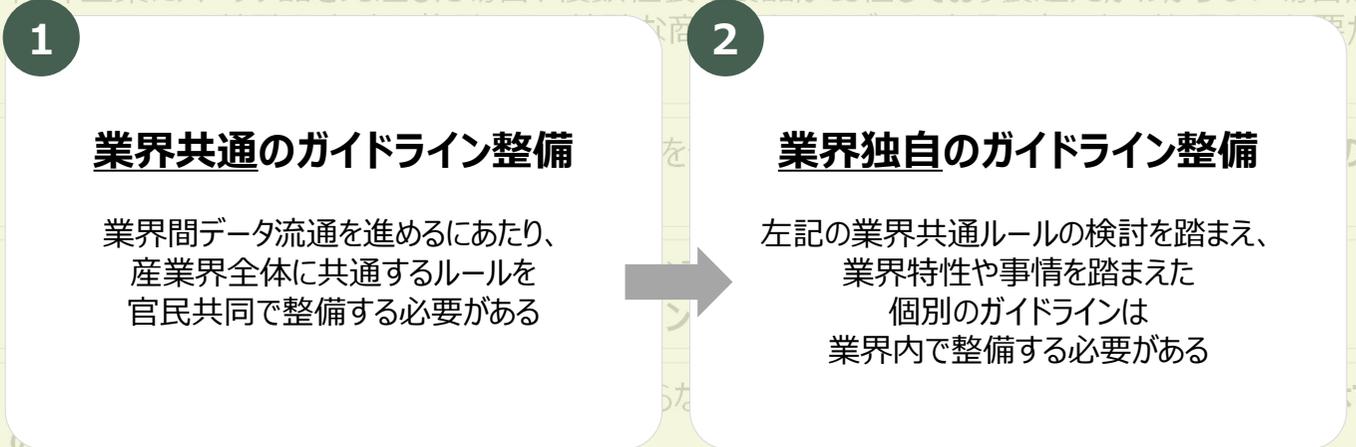
(*1)データ流通SWGの検討対象外となるため、ご意見の収集は行い提言書に記載するが詳細かつ網羅的な整理は行わない想定

4.3.データ流通業務の運用・推進方針案 参考)ガイドライン整備の方向性

データ流通に必要なガイドラインについて、業界共通で原則となる内容は官民共同で整備し、業界独自の事情を踏まえた内容は当該業界にて整備することを想定。

参加企業各位からのコメント

データ流通	対象製品	<ul style="list-style-type: none"> すべての製品についてCFP算定・流通を実現させるのはむずかしい。どういった製品のCFP値が流通されるべきか。
	特殊な商流における連携の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 仲介企業にスペック品を発注した場合、複数社製の製品が混在しており製造元がわからない場合がある
	仕入れ時期と使用時期のずれ	
	データ項目・フォーマットの統一	
	業界間データ連携	
	秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿性に関するデータの活用方法や取り決めは曖昧になりがちである。データを提供する立場として弱くなりがちであり、やり取りの型があると円滑に推進できる。 独占禁止法への抵触を避けるべく、専門家知見を踏まえた情報開示方法・範囲の設定が必要。
データ品質保証(*1)	<ul style="list-style-type: none"> データの精度を上げる場合はPCR作成が現実的な選択肢である。 開示情報に反映させるためには、データ品質の担保が必要であるが、多くの製品に対して品質担保を求めるのは難しい。環境省・経産省などのガイドラインを基に、業界特性や事情を踏まえた個別のガイドラインは業界内で整備する必要があると期待 	
CFP算定(*1)	<ul style="list-style-type: none"> 電力証書の質により、CFP反映可否のガイドラインが異なるはず。 マスバランス・リサイクル等の取り扱いについて整理が必要。 <p>※上記は既存の環境省/経産省およびISOガイドラインを参照した上でのコメント</p>	



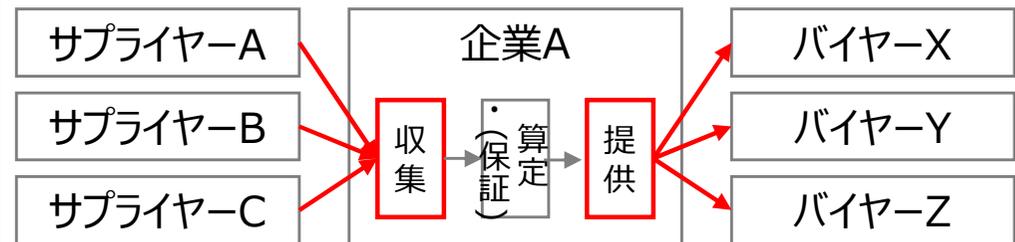
(*1)データ流通SWGの検討対象外となる

4.4.仕組み・システム概要

再掲) データ流通業務の課題と解決の方向性

データ流通業務課題の解決の方向性として、「データの取り扱われ方の確認・制御」「運用負担の低さ」「柔軟な導入・運用」が考えられる。

- データ流通において感じている課題
 - ✓ サプライヤーはCFPの計算が完了している状態で、**企業Aがサプライヤーからデータを収集する局面**
 - ✓ 企業Aは既にCFPの計算が完了している状態で、**企業Aがバイヤーにデータを提供する局面**



外部環境の変化

- サプライチェーン全体でのGHG排出量削減の社会的要請

顕在化した課題 / 今後起こり得る課題

#	収集時	提供時	データ流通における現状課題	解決の方向性
1	○	○	連携するデータに統一規格がなく、個社ごとにバラバラ	規格・項目の統一
2		○	原価構造の推測につながる可能性のある秘匿性の高い情報を提供しており、提供後の取り扱われ方に不安が生じる	データの取り扱われ方を確認・制御できる仕組み
3		○	データの提供対象が多くなると、作業負担が大きい。また、メールの誤送信リスクが高まる	提供対象が多くても運用負担が低い仕組み
4		○	仕入れ先・提供先の変更に柔軟に対応する必要がある	導入・運用が柔軟な仕組み

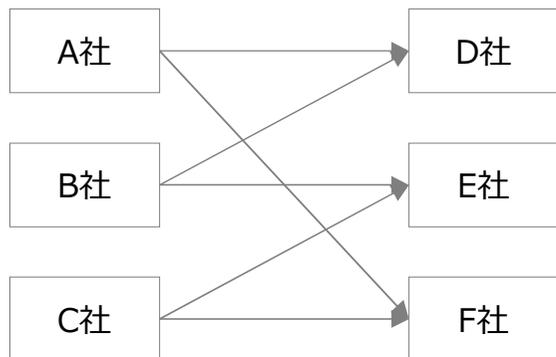
4.4.仕組み・システム概要 参考) データ流通方式の違い

データ流通方式としては、個社別データ連携、中央集権型データ連携、分散型データ連携が想定される。

個社別データ連携 (電子商取引システム等)

個社間で個社ごとの連携方式にて
1対1でのやり取りを行って連携する

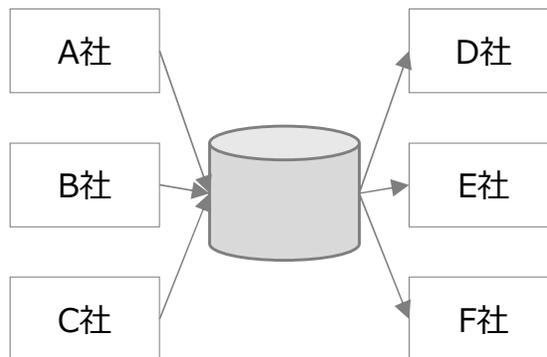
データは提供元から提供先に移る



中央集権型データ連携 (データベース)

各社から一元的なデータベースに
データを集約して各社に連携する

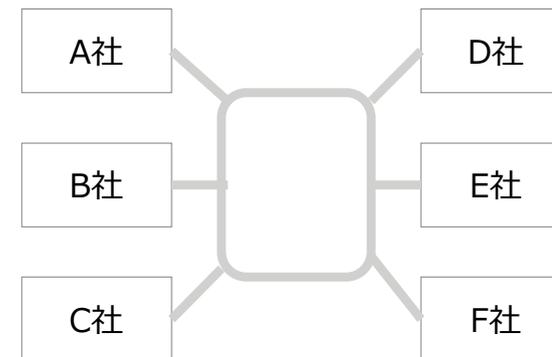
データは提供元から中央へ
中央から提供先へ移る



分散型データ連携 (データスペース)

各社が持つコネクタを通じて各社の
データベースへ接続して連携する

データは提供元にあり、必要な時に
各社がデータを見に来る



4.4.仕組み・システム概要

1.解決の方向性を踏まえた仕組みの評価

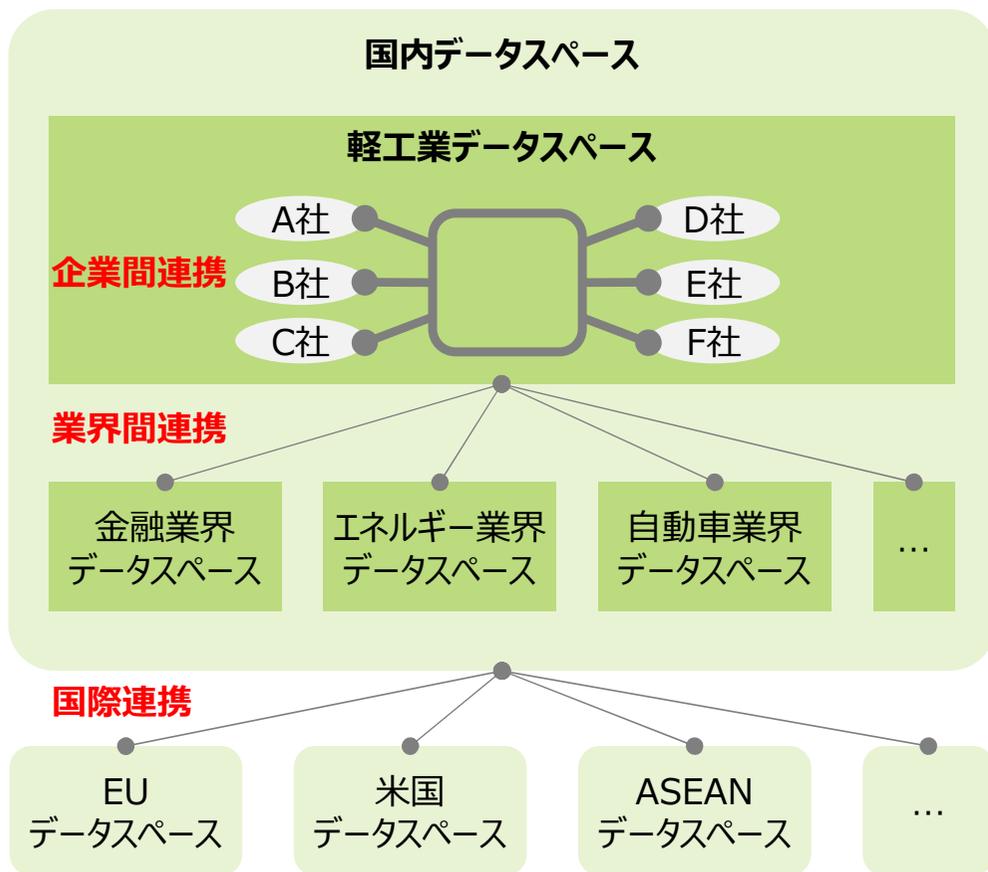
解決の方向性から、分散型のデータスペースを用いることが有望と想定。

解決の方向性		現状 (Excel/メール送付)	個社別データ流通 (電子商取引システム等)	中央集権的 (データベース)	分散型 (データスペース)
サプライチェーン全体での データ流通		× 個社別	× 特定企業間	○ サプライチェーン全体	○ サプライチェーン全体
データの取り 扱われ方を 確認・制御 できる仕組み	相手に合わせたデータの 公開可否の設定	○ 提供先の選択が可能	○ 提供先の確認が可能	△ 中央組織より先の 公開設定は不可	○ 提供先の設定が可能
	データの提供先での 取り扱われ方の把握	× 提供先以降での データの扱われ方不明	× 提供先以降での データの扱われ方不明	× 中央組織以降での データの扱われ方不明	△ 制御機能の構想あり
	連携するデータ項目の 個別設定可否	○ 相手に応じて 個別対応が可能	× 連携する共通項目が 決まっている	× 個社別データの入力 には要カスタマイズ	○ 連携項目の個別設定 機能の構想あり
提供対象が 多くても運用 負担が低い 仕組み	公開先設定の作業負担	× 1対1の連携が必要	× 1対1の連携が必要	△ 個別設定が必要	△ 個別設定が必要
	運用時のデータ提供に おける作業の軽減	× 1対1の連携が必要	× 1対1の随時対応が 必要	× DB上のデータの 最新化が必要	○ 自社保有の最新デー タを常に連携
導入が柔軟な 仕組み	信頼性把握	× 仕組み上の担保なし	○ 契約・技術で担保	△ 契約で担保	○ 契約・技術で担保
	個社の構築の手間	○ 個社の構築不要	○ 対応ソフトと購入で可	○ 共通の入力I/Fによる 入力	○ コネクタ・ソフト購入 またSaaS利用が可

4.4.仕組み・システム概要 参考) データスペースの概要

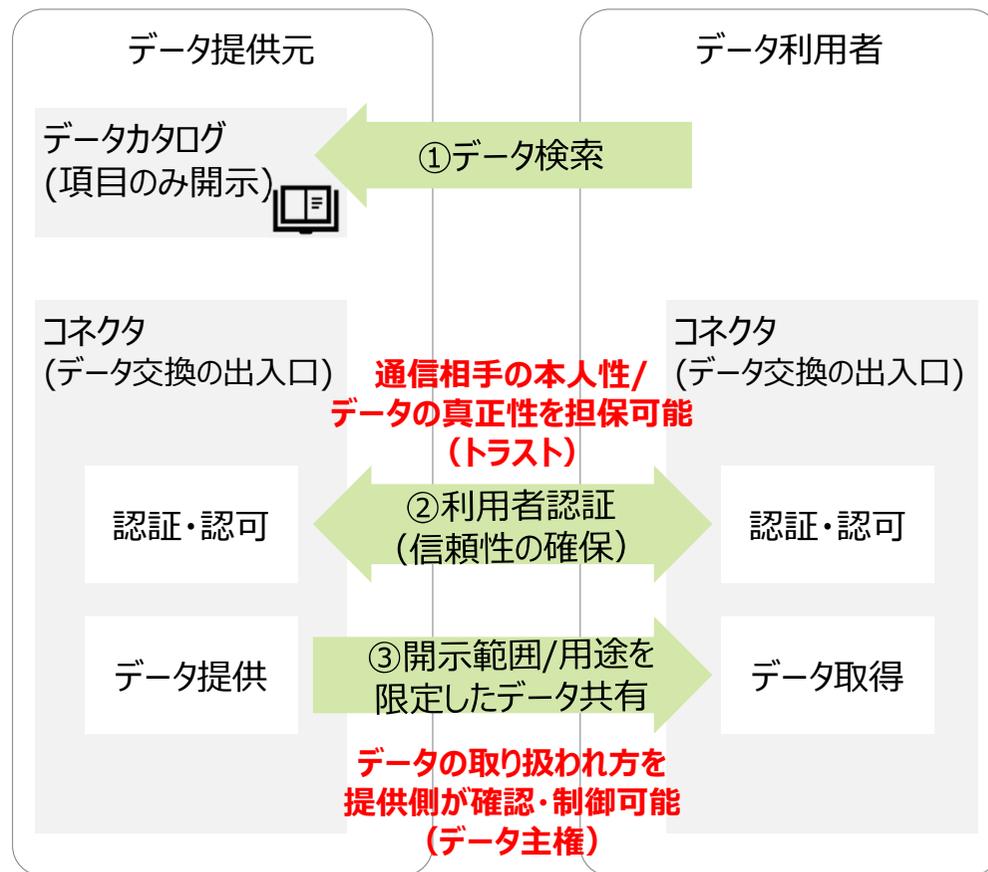
異なる組織・エコシステム間でも、データ共有できる相互運用的な仕組みとして注目されている。またトラストとデータ主権により、セキュアなデータ流通が可能な点が特徴。

データスペースの概念



異なる組織・エコシステム（国・業界など）間でもデータ共有が可能であり、**相互運用的な仕組み**

企業間のデータ流通イメージ



通信相手の本人性/データの真正性を担保し、データの開示範囲/用途を提供元が決定することで、**秘匿性の高い情報のセキュアなデータ流通**が可能

4.5.留意事項・残論点

1.参画企業コメントを踏まえた残論点 (1/2)

データ流通業務の実施方法に関して、参画企業のコメントを基に、下記留意事項や残論点を認識した上で検討を進める必要がある。

		留意事項・残論点	参加企業各位からのコメント
残 論 点	①	データの取り扱い データスペースを通じてデータが連携された後、そのデータがポリシーの範囲内で利用されているかの追跡機能は、必要に応じて実装の検討が求められる。	データの取り扱いを確認・制御できる仕組みとして、CFPデータの取り扱いに関する遵守事項で同意した旨、ならびにデータ提供者・受領者の記録が残る運用を検討できると有用である。
	②	データ流通における法的リスク データ流通に伴う、意図しない独占禁止法への抵触など、法的リスクへの対処方針は、専門家知見を踏まえて検討することが必要。	データ推定/可視化に繋がるケースがあり得るのか、また悪意がなくても独占禁止法に抵触するリスクを抑制する必要性について気にしている。
	③	製品IDの紐づけ 製品IDのサプライヤー・バイヤー間の紐づけについて、データ流通における解決方針の検討が必要。	自社・顧客間で用いる、独自の製品IDがある。当該IDを双方で取り扱うことができないと、データ流通に支障が出るケースがある。
	④	業界横断連携 業界横断のデータ連携にあたり、手戻り等が発生しないよう、国内外のガイドラインや標準と整合性のとれた仕組みやルールの検討が必要。	(業界横断のデータ連携を検討するにあたり) GxDなどの類似する団体と連携し、ルールの統合を検討してほしい。 業界や取組ごとにルールが出来上がると、準拠すべき内容が増えて、業務が煩雑化するため、算定や入力の手間で業務効率が下がらないようにしてほしい。

4.5.留意事項・残論点

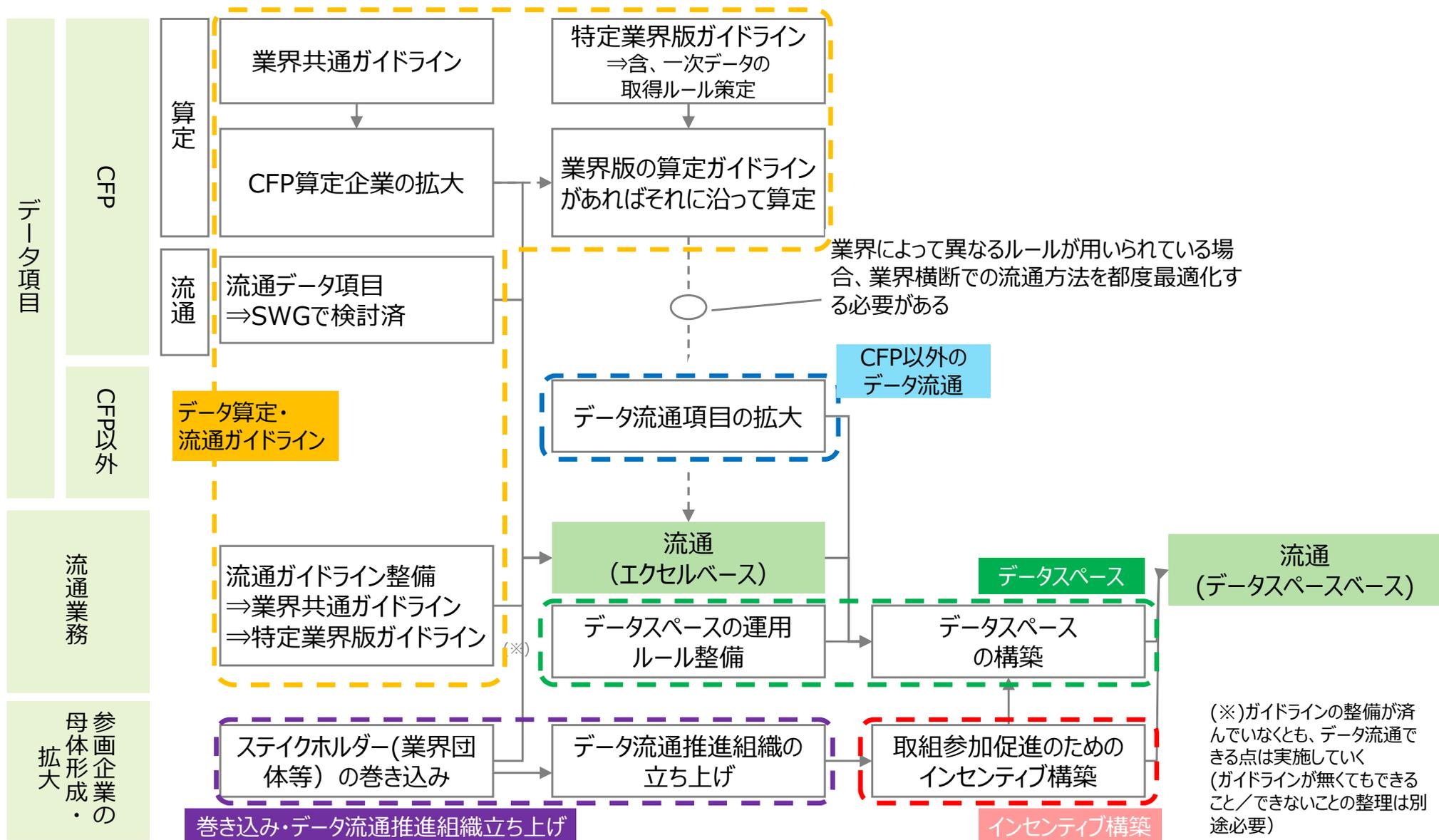
1.参画企業コメントを踏まえた残論点 (2/2)

データ流通業務の実施方法に関して、参画企業のコメントを基に、下記留意事項や残論点を認識した上で検討を進める必要がある。

		留意事項・残論点	参加企業各位からのコメント
残論点	⑤	保証の在り方 流通させるデータのスコープ3カテゴリ1への採用と保証義務化にあたっては、保証の在り方の検討が必要。	課題として「スコープ3カテゴリ1への採用と保証義務化への対応」がある旨を、盛り込んで頂きたい。
	⑥	CFP算定・更新頻度 CFP算定・更新頻度の設定には、閾値（CFPの高さ、取引数量の多さ、変動幅の大きさなど）の詳細な線引きや算定手順の整理が必要。	閾値から外れた場合にCFP算定・データ連携が必要と理解した。算定手順をきちんと設けていただきたい。
	⑦	CFP流通推進の取組順序 CFP流通推進の取組順序やロードマップについて、軽工業における妥当なタイムラインの整理が必要。	CFP以外のデータ流通実現は、早期でなくても良いのではないかと。 SSBJのタイムラインと連動させることが、参画のしやすさに繋がる可能性がある。 アパレルでは欧州DDPの影響を受け、2027年にはCFP開示とそれに伴うデータ連携が必要となる可能性がある。 各種ガイドラインの検討と、データ流通推進組織の立ち上げは、同時に実施すべきなのか判断をしかねる。 算定部分で、中小企業各社がどれくらいのスピードで実行可能なのかが不透明である。

4.5.留意事項・残論点 参考) CFP流通推進の取組み順序案

CFPの流通をエクセルベースおよびデータスペースベースで加速させるための進め方は、以下のとおり。これらの推進順序やタイムライン等は、残論点として検討する必要がある。



5. 参画企業母体の形成・拡大方法 概要

参画企業母体の形成・拡大に向けて、参加企業の障壁低減・サポート、システム・仕組み整備、外部連携の推進の有効性が挙げられた。また、データ流通が参画インセンティブに繋がる軽工業周辺の業界も複数挙げられた。

5 参画企業母体の形成・拡大方法

5.1 参画母体の形成・増加に向けて

以下のような取組があると、データ流通に参画する企業が増えることが示された。

- 参加企業の障壁低減・サポート
 - ▶ 参加費用の低減・公平性の担保、算定・流通に関する知見習得のサポート、ガイドラインの整備、バイヤーからのFB取得等
- データ流通システム・仕組みの整備
 - ▶ 操作性の高さ、データ品質・秘匿性の担保、他データ基盤との連携等
- 外部への働きかけ・外部連携の推進
 - ▶ ESG投資の呼び込み、強制力を伴う参加の後押し、PR活動の推進等

5.2 データ連携が参画インセンティブに繋がる業界

以下の業界とデータ連携ができると、データ流通の取組に参加するインセンティブが高まることが示された

- 軽工業を中心とした対象業界例
 - ▶ サプライチェーン上流：製紙、包装、化学品、食品素材・原料 など
 - ▶ サプライチェーン中流：日用品、食品、アパレル など
 - ▶ サプライチェーン下流：物流、GMS、コンビニ、ドラッグストア など
- 軽工業以外の対象業界例
 - ▶ 自動車部品、建築・建材など

※複数業界とのデータ連携の必要性に迫られる、サプライヤー目線でのご意向が中心

5.1. 参画母体の形成・増加に向けて

1. 参画企業の増加に向けた仕組み・施策について

n ご意見いただいた企業数

データ流通の取組に参画する企業の増加に資する仕組み・施策は下記の通り。

参加企業の障壁低減・サポート

参加費の低減・公平性の担保	参加費が低廉であること	5
参画企業が使いやすいガイド・ルール作り	共通的なデータ流通方法の確立：様々な顧客からのデータ提供依頼に効率的に対応するためのデータ項目、プロセスの確立	4
	仕組みの構築プロセスへの参画：業務効率化の観点で提出フォーマットの決定などに関与できること	1
知見の習得サポート	算定自体が出来ていない企業に向けた支援：経産省や環境省が作成しているガイドラインなどの知識共有	2
	勉強会の開催：運営側による勉強会の開催など、参加企業の社内理解を促進するためのサポート	2
FB取得の仕組み	自社削減目標割合の把握などに繋がられるようなフィードバックを、バイヤーから得られる仕組み	1
	CDPのように毎年取組みをスコア化することで、参画企業の取組みレベルを向上させていく仕組み	1

簡便かつ安全に高品質なデータ流通を可能にするシステム

他データ基盤との連携	業界間のデータ接続：様々な顧客からのデータ提供依頼に、効率的に対応するための他データ基盤との接続	4
	海外のデータ流通基盤との接続	2
データ品質の担保	品質担保：流通データの品質が担保されているというお墨付きが得られること（グリーンウォッシュではない）	1
	外部アピール：統一されたフレームワークで算定した数値を外部にアピールできるように当取組みを位置づけること	1
	第三者保証：サプライヤーから得られた1次データをScope 3 カテゴリ1に採用し、第三者保証をとれる仕組み	1
データ秘匿性の担保	データの開示先の限定など、厳格なデータ管理体制が明確化されていること	1
操作性の高さ	難しい操作や使用上のルールがなく、簡潔に実行できるシステムや体系（業務効率化に寄与）	1

外部への働きかけ：外部との連携により、参画することのメリットが増大する or 参加しないことのデメリットを回避できる仕組み

ESG投資の呼び込み	格付機関からの評価向上：サステナ評価などで加点評価に繋がる仕組み	5
強制／半強制力を伴う参加の後押し	補助金や助成金申請の加点要素：要件として、当取組みへの参加が加点項目に繋がる仕組み	4
	本取組みへの参加を義務化：GX-ETSの企業に対する将来的な参加の義務化（実現には課題があると認識）	3
	バイヤー企業からの評価向上：調達先として優先的に選定されるなど強制的な実行力が働くようにする仕組み	2
PR活動の推進	Scope3可視化の取組(SSBJ等)との連携	1
	当取組み自体の信頼性・ブランドイメージの向上に向けた活動	4

5.2.データ連携が参画インセンティブに繋がる業界

1.データ連携が参画インセンティブに繋がる業界

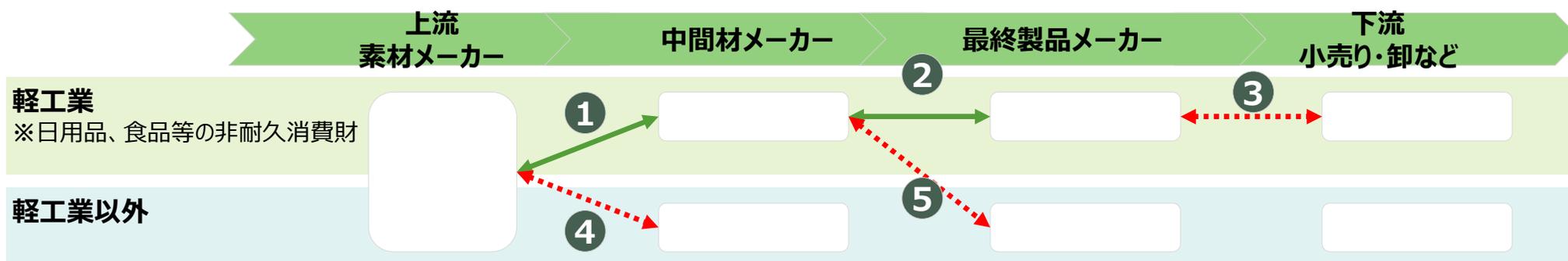
軽工業サプライチェーンを中心に多様な業界間データ連携を進めるにあたり、各社のデータ入力負荷が軽減されるよう、関連業界との意見交換等に取り組む必要がある。

背景・目的

業界間データ流通のガイドライン等が統一されておらず、様々な企業からデータ要請を受けることで、データ入力負荷が高いという課題がある。この解決策として効率的なデータ提供の仕組みを構築するにあたり、連携有無が参画インセンティブに影響し得る業界を整理した。

■ 検討対象

□ 企業 ◀---▶ 本SWGの検討対象外 ↔ 本SWGの現在の検討範囲



■ データ連携が参画インセンティブに繋がる業界例

#	連携元	連携先	連携先 業界案
①	軽工業の素材メーカー	軽工業の中間材メーカー	製紙、包装、化学品、食品素材・原料…など
②	軽工業の中間材メーカー	軽工業の最終製品メーカー	日用品、食品、アパレル…など
③	軽工業の最終製品メーカー	小売り・卸	物流、GMS、コンビニ、ドラッグストア…など
④	素材メーカー	軽工業以外の中間材メーカー	自動車部品、建築・建材…など
⑤	軽工業の中間材メーカー	軽工業以外の最終製品メーカー	- (コメントなし)

※製品カテゴリが多岐にわたる中、重点的に連携すべき業界の特定の要否・実現性については、継続検討が必要であり残課題とする。

6.データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割

1.個社で取り組むべき事項

個社が取り組むべき事項として、統一フォーマットを参考にしたCFPデータ流通や、製品毎のCFPの流通頻度（含、算定・更新頻度）設定等が想定される。

対応する目次

各社ご意向を踏まえた取組事項案

【統一フォーマットを参考にしたCFPデータ流通】

- 本SWGで検討した取組のステップ1-3、流通データ項目・フォーマットを参考に、現在の自社取組状況を踏まえ、自社におけるCFP算定・データ流通の運用を行うことが必要

3.流通させるべきデータ項目

【CFP流通頻度（含、算定・更新頻度）の設定】

- 各社でCFPを算定・収集する目的が異なることに鑑み、自社に関連する規制等を参照しながら、製品ごとにCFP算定・更新頻度の設定を行うことが必要
- なお、自社および取引先目線でGHG排出量への影響度が高い製品（※1）は、頻度高く（最短年次）算定・更新に取り組む
※1：CFP値の高さ、取引数量の多さ、CFP値の変動幅の大きさから判断する

4.データ流通業務の実施方法

参考) Pathfinder Frameworkのデータ保証の有効期間は3年、日本化学工業協会では5年を推奨している。

6.データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割

2.各業界で取り組むべき事項

軽工業サプライチェーン内の各業界で、データ流通項目の更新・拡大検討、特定業界版の流通および算定に関するガイドラインの策定、参画企業の増加に向けた企画・改善活動等の推進、ステークホルダーの巻き込み等を強化する必要があると思料

対応する目次

各社ご意向を踏まえた取組事項案

<p>【データ流通項目の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法規制やガイドラインの更新を踏まえて、データ流通項目のメンテナンス・最適化を行うことが必要
<p>【データ流通項目の拡大検討・運用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> GHG排出量以外の環境関連項目（※1）のデータ流通に向けた検討を行うことが必要 ※1：水、廃棄物・資源循環、材料・資源利用、汚染物質(非GHG)排出など
<p>【統一フォーマットを活用した運用（エクセル等ベース）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当SWGで検討した流通データ項目や型を参考に、サプライチェーン間でデータ流通を実施することが必要
<p>【特定業界版 流通ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本項目で整理したデータ流通パターンを踏まえて、以下ガイドラインの検討を行うことが必要 <ul style="list-style-type: none"> データ流通に関する特定業界版ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> サプライチェーン外連携により整備が必要と想定される「業界共通のデータ流通ガイドライン」を踏まえ、業界独自の観点に関する流通ガイドラインを策定する。 例）CFP値を流通させるべき製品、軽工業特有の商流におけるデータ連携方法など
<p>【特定業界版 算定ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ガイドラインやルール等を踏まえて、以下ガイドライン策定の検討を行うことが必要 <ul style="list-style-type: none"> データ算定方法の業界独自ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> 既存ガイドラインを基に業界統一の解釈や定義の検討を実施。 データ品質保証に関する業界ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> PCRの作成および対象製品の考え方を含み、品質保証の在り方の検討を実施。
<p>【ステークホルダーの巻き込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> データ流通推進組織の体制・役割・責任を踏まえ、必要なステークホルダーの巻き込みが必要

3.流通させるべきデータ項目
4.データ流通業務の実施方法
5.参画企業母体の形成・拡大方法

参考) サプライチェーン内外連携のイメージは4.3.2.章『データ流通推進体制と役割』を要参照

6.データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割

3.サプライチェーン内外が連携して取り組むべき事項（1/2）

軽工業のサプライチェーン内外は、業界共通のデータ流通に関するガイドラインの策定や、データスペース運用に係るルール整備、取組参加のためのインセンティブ構築等の面で、連携していく必要があると思料。

対応する目次

取組事項案

【業界共通 流通ガイドラインの策定】

- CFP値を流通させるべき製品の優先度の考え方、特殊な商流におけるデータ連携方法（間に商社等を仲介する場合、入荷時期と出荷時期が数年異なる際に採用するCFP値等）の検討が必要

【業界横断での連携方法の検討】

- 業界共通で流通させるべきデータ項目（含、CFP）の検討を、民間の複数業界が連携し行うことが必要
- 上記をサプライチェーン内外（行政、業界団体等）に認められた取組として推進することができると、複数業界が集まる場を設けるハードルの低下や、決定事項の説得力の担保に繋がる

【データスペース運用に係るルール整備】

- データ流通基盤としてデータスペースを採用することを視野に、当該技術の実装に向けて官民連携のもと、運用ルールを整備することが必要

【データスペース構築・社会実装】

- GHG排出量削減実現のために、当該産業でデータ流通基盤が立ち上がるためのサプライチェーン内外における幅広い支援策の検討を行うことが必要
 - システム基盤の構築・運用費を価格転嫁しづらい軽工業では、構築に係る初期費用がボトルネックとなり得る点に留意した支援策検討を推奨
 - サプライチェーン内外が協力して取り組み意義としては、一次データの収集率向上が、二次データの質向上にもつながる可能性などが想定される

4.データ流通業務の実施方法

6.データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割

3.サプライチェーン内外が連携して取り組むべき事項（2/2）

軽工業のサプライチェーン内外は、業界共通のデータ流通に関するガイドラインの策定や、データスペース運用に係るルール整備、取組参加のためのインセンティブ構築等の面で、連携していく必要があると思料。

対応する目次

取組事項案

【データ流通推進組織の立ち上げ・運営】

- 参画企業の増加に向けた企画・改善活動等を実施することが必要。また、立ち上げた後の推進量を担保するために、民間と行政が協力体制を築いて組織を立ち上げる必要がある。
 - 個社へのナレッジ提供・勉強会の開催
 - 自社努力が他社と比較してどの位置にいるかフィードバックを得られる仕組みの整備
 - 各種報告書の自動化
 - PR活動 等

【取組参加促進のためのインセンティブ構築】

- 軽工業全体および政府・評価機関等サプライチェーン外と協力の元、本取組に参加する企業を増やし、データ流通を加速させるための効果的な促進策の継続検討が必要
- 参画企業コメントを踏まえた、促進策として想定される一例は下記の通り
 - 本取組に参加することが評価される仕組み（設備投資に関する補助金申請の際の加点等）
 - CFPデータ流通を実施しない企業への制限 等

5.参画企業母体の形成・拡大方法

6.データ流通実現に向けた各ステークホルダーの役割

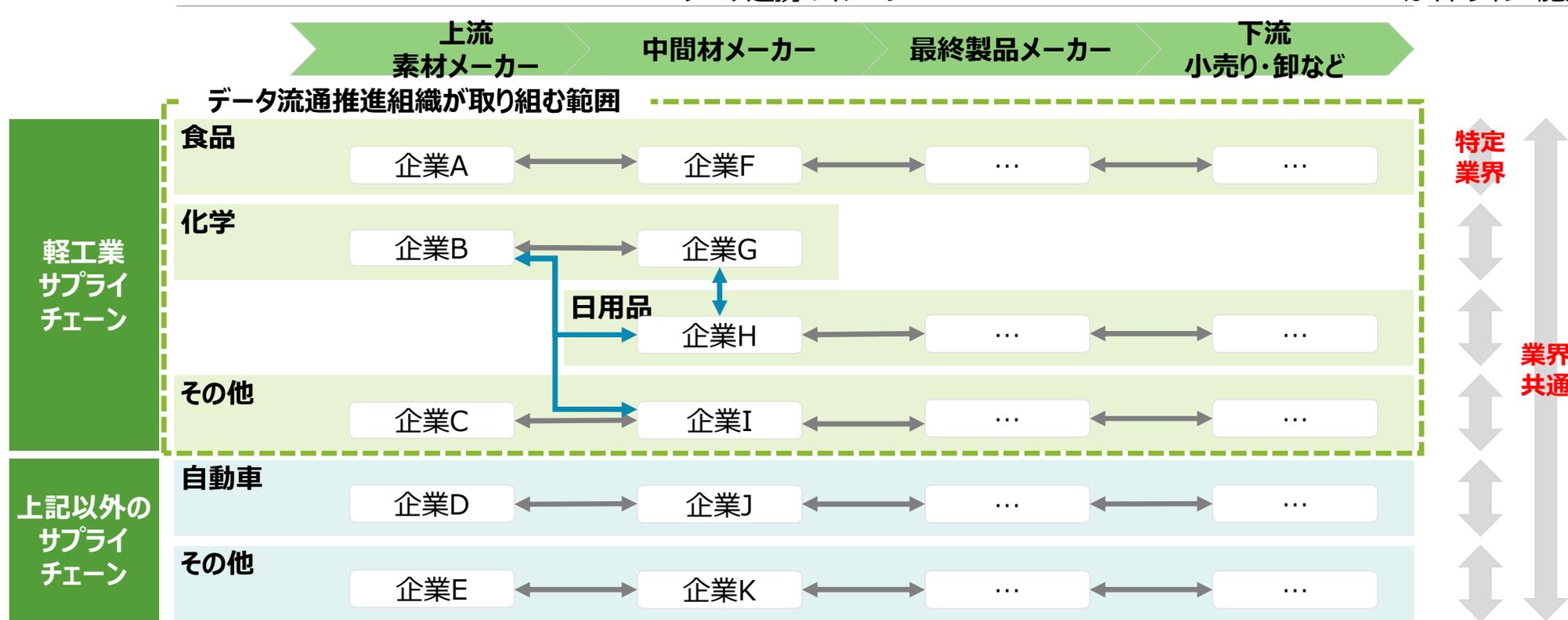
参考) データ連携に関する用語の定義

凡例 :  業界横断でのデータ連携
 同一業界でのデータ連携

6章を通じて整理した、データ流通業務の実現に向けて、各ステークホルダーが取り組むべき事項（ガイドライン・施策等）に関する用語の定義は下記の通り。

データ連携のイメージ

対応する
ガイドライン・施策等



#	用語	定義
1	業界横断	軽工業サプライチェーン内外の複数業界間におけるデータ流通
2	特定業界	軽工業サプライチェーン内の特定業界（※）に適用されるガイドライン・施策等 ※例：日用品、食品、アパレル等

#	用語	定義
3	業界共通	軽工業サプライチェーン内外で、業界を問わず適用される、汎用的なガイドライン・施策等

7.参考) 業界関係者等の声 (ヒアリング結果抜粋)

1.“流通させるべきデータ項目”について

“流通させるべきデータ項目”に関するご意見は下記の通り。

■ GHG排出量流通に必要なデータ項目

1.Step別の状態について

- 算定のレベル感が各社で異なる中、まずはStep1でCFP算定・収集の仕組みを作り上げることが必要ではないか。
- 各社のデータ精度のレベルの違いも課題だと考えている。
- 算定基準等の前提項目の共通化は必須。

2. Gate-to-Gate方式の採用方針について

- 記載案 (Step1-2は項目なし、Step3は任意) で問題ない。(回答の大半)
- データ受領側としては直前のサプライヤーの努力を把握できるため有用。
- 上流排出の情報が全て開示されると、秘匿情報の開示に至る可能性がある。実務を踏まえて再考の必要がある。
- コスト構造が可視化される懸念があるため、流通されたデータの用途を明確に設定/制限すべきではないか。

3.電力証書・クレジットの反映方針について

- 例えばクレジットは法律上もオフセットが可能だと認識している。
- 電力証書は質によってルールが異なるはずである。
- 電力証書の反映可否について、まずは採用すべき共通ルール等を明確にすべき。

■ 参画企業・消費者にとって価値があるデータ項目

- 議論が拡散しないよう当面はCFPに焦点を当てるべき。
- 再生材利用率など顧客へのアピールにつながる情報も連携できる方法 (備考欄など) 検討してほしい。
- 生物多様性の分類を追加してほしい。サステナビリティ関連の質問として国内外顧客から受けることが多いため。
- 自然資本や人権などの開示も求められてきているため、データ項目を追加できる拡張性のある仕組み設計が望ましい。

■ その他

- 有形の1次データ連携だけでなく、無形の1次データ連携が必要。例えば、GHG排出が大きいとされている“AIサービスを使用するときのデータセンター稼働”に伴う電力消費に関する連携など。

7.参考) 業界関係者等の声 (ヒアリング結果抜粋)

2.“データ流通業務の実施方法”について

“データ流通業務の課題”や、本SWGで検討を進めた“データ流通の仕組み・システム”、“データ流通に必要な共通ガイドライン”に関するご意見は下記の通り。

■データ流通課題

1.規格項目の統一について

- ・CFP提出時のフォーマットが統一されると、提出側としては対応しやすくなる。
- ・ある程度フォーマットを統一し、数値を入力するだけの状態にすると煩雑さが減らせるのではないか。
- ・統一規格がないことが特に課題。現状CFP算定に取り組むことができている中小企業の割合も少ないと思われる。
- ・サプライチェーンが複雑かつ輸出入も多い製品については、最終的にグローバルで平仄をそろえたCFPルールが必要。規則遵守に向けた取り組みを国内サプライチェーンで推進・サポートしていくことが望ましい。

2.算定結果をフィードバックするための仕組みについて

- ・サプライヤーはバイヤーに提供データが正しく解釈され、計算に使用されたことを確認する必要がある。またCFP低減を進めるにあたり、環境負荷の全体像を理解して対策を検討する必要があるため、フィードバックの必要性を検討してほしい。

■データ流通の仕組み・システム

1.データ更新時期について

- ・売り切った商品が長期滞留在庫になり、システム上のデータが年度更新される場合、データ適用時期に乖離が生じる。システム側/顧客側のどちらで管理するのかなど、段階的に検討していきたい。

■データ流通に必要な共通ガイドライン

1.各ガイドラインについて

- ・データ流通のガイドラインについては、優先順位を決めて段階的に検討していくべき。
- ・仕入れ時期のズレ、対象商品のグルーピングに関する整理は、作業負担軽減の観点で重要。
- ・CFP算定・流通させるべき製品が特定できて、提供されるデータが明らかに有益であることが重要であるため、この点について定義をしていくべき。

2.その他

- ・類似する似た団体と連携、ルールの統合をしてほしい。
- ・総論としての整理は限界があり、あとは個別製品・サービスや業界毎など、各論でのルール作りや方向性議論が重要

7.参考) 業界関係者等の声 (ヒアリング結果抜粋)

3.“参画企業母体の形成・拡大のために”について (1/2)

自社視点および他社視点での“参画意欲向上・動機付け”に関するご意見は下記の通り。

■参画意欲向上・動機付け

1.自社視点について

- (軽工業サプライチェーン上流の) 化学業界の特性として、素材メーカーは多様な業界に製品を納めているため、業界ごとにデータ連携の仕組みがバラバラだと、リソースが発散してしまう懸念がある。他のデータ基盤との連携や、国内全体での仕組みの整理・集約が望ましい。
- 共通ルールの確立が一番の参加動機である。様々な顧客からデータ提供の依頼を受けるが、共通ルール (データ項目、プロセス) があれば効率化につながる。
- 最終的には、GX リーグなどの枠組みの中で、カーボンニュートラルに向けた企業活動として評価され、副次的に企業価値向上に繋がればありがたい。
- 費用負担は気になる。参加企業数が増えるほど一社あたりのコストも下がってくるはずである。

2.他社視点について

- 本取り組み自体のマーケティングをしっかりと行うことが重要ではないか。認知を向上させ、「最近この話をよく聞く」「他社もやっている」という雰囲気醸成すること自体が、大きな動機付けになり得る。
- 算定自体が出来ていないサプライヤーがいるため、算定ガイドライン共有などの知識共有に関する取り組みも必要。

7.参考) 業界関係者等の声 (ヒアリング結果抜粋)

3.“参画企業母体の形成・拡大のために”について (2/2)

“データ連携が参画インセンティブに繋がる業界”に関するご意見は下記の通り。

■データ連携が参画インセンティブに繋がる業界

1.物流業界との連携について (複数企業による言及有)

- まずは軽工業に閉じて連携していくべき。将来的には、卸などの物流業界と連携していくことが重要。サステナブルパッケージの起用など、物流業界が環境関連の動きを推進している側面もある。

2.自動車業界との連携について (複数企業による言及有)

- 自動車との連携は比較的件数も多く、優先度が高い。

3.その他業界との連携について

- 上記以外に挙げられた業界・領域は、下記の通り。
 - 食料品、建築・建材、アパレル、販促物 など

4.その他

- 参加企業も多いため、業界に優先度をつけることは難しいが、サプライヤーからの情報収集を集約できると良い。
- 総花的ではなく、GHG削減インパクトなど重点指向で連携する業界を特定しても良いのではないか。
- 現状は、GXリーグ内でどのような連携ができるのか、意見交換の場を設置することも一案である。

本成果物は、GXリーグ内における、市場ルール形成の取組の一環で組成した、中間排出事業者を通じたグリーン市場創造検討WG傘下の『データ流通の在り方検討 SWG』内で検討し、GXリーグ参画企業への意見照会を経て作成したものであり、SWGの構成員の見解を示したものです。なお、本SWGの構成員は以下の通りとなります。

GXリーグ(GXL)市場ルール形成WG

GXL 事務局	野村総合研究所
--------------------	---------

WG統括本部

ユニ・チャーム株式会社、合同会社デロイト トーマツ、
NTTドコモビジネス株式会社
(グループ代表登録:NTT株式会社)

WG PMO	合同会社 デロイト トーマツ
-------------------	-------------------

中間排出事業者を通じたグリーン 市場創造検討WG

- ・リーダー：ユニ・チャーム
(討議推進サポート：合同会社デロイト トーマツ)
- ・メンバー：前頁参照
- ・オブザーバー：前頁参照

データ流通の在り方検討 SWG

- ・リーダー：NTTドコモビジネス株式会社
(グループ代表登録：NTT株式会社)
- ・メンバー：右記参照
- ・オブザーバー：右記参照

メンバー（順不同）

#	企業名
1	株式会社アマダ
2	株式会社徳岡テクノ
3	田中鉄工株式会社
4	HARIO株式会社
5	大王製紙株式会社
6	小林製薬株式会社
7	住友精化株式会社
8	東レ株式会社
9	株式会社日本触媒
10	三菱ケミカルグループ株式会社
11	レンゴー株式会社
12	TOPPAN株式会社
13	JNC株式会社
14	四国化成ホールディングス株式会社
15	阪和興業株式会社
16	オリックス株式会社

オブザーバー（順不同）

#	企業名
1	花王株式会社
2	エム・イーライフマテリアルズ株式会社

#	企業名
17	株式会社格付投資情報センター
18	三井住友信託銀行株式会社
19	株式会社ExRoad
20	KPMGコンサルティング株式会社
21	ユニ・チャーム株式会社
22	合同会社デロイト トーマツ

#	企業名
3	環境省
4	経済産業省
5	GxDコンソーシアム

本成果物はSWGリーダー・メンバー以外の企業も自由にご利用いただけますが、ご利用に当たっては出所を明示ください。